

ディスクロージャー誌 2024

# JA木曽の現況

令和5事業年度

この冊子は、JA 木曽の令和 5 事業年度の経営内容等を広くお知らせする資料です。  
法律等に基づいて開示（利用者等への情報提供）すべき項目のすべてを掲載しております。



木曽農業協同組合

# もくじ

ごあいさつ	1
事業方針	2
令和5年度の事業概況	5
法令遵守の体制	6
個人情報保護方針	7
金融商品の勧誘方針	9
貸出運営についての考え方	9
社会的責任への取組み	10
J Aバンク基本方針に基づく「J Aバンクシステム」	11
リスク管理体制	13
業務・事務の効率化への取組み	16
農業振興活動	17
地域貢献情報	18
J A木曽の事業案内	19
信用事業	19
お取扱商品のご案内	20
共済事業	24
その他事業	26
主な手数料	27
J A木曽の組織	29
会計監査人の名称	32
特定信用事業代理業者の状況	32
地区及び店舗一覧	32
J A木曽の店舗	33
J A木曽の沿革・歩み	34

# ごあいさつ

平素は、JA木曾の事業運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当JAは、農業協同組合法第54条の3に基づき、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAの令和5年度の事業概況について皆様にご理解いただくために、ディスクロージャー誌「JA木曾の現況」を作成致しましたので、参考にしていただければ幸いと存じます。

令和5年度は、今次3カ年計画の2年目として、JA木曾長期ビジョン2030めざす姿『農業と協同の力で木曾の未来をささえます』のスローガンを掲げ、「農業の分野」「くらしの分野」「JAの分野」それぞれの基本目標に向かい不断の自己改革の実践に取り組んでまいりました。

一方、農業・農政をめぐる情勢については、続く為替の円安、諸外国の輸出規制、ロシアのウクライナ侵攻に加えて、中東情勢の激しい武力衝突、更には温暖化による世界的な異常気象等の影響により、物流の停滞や生産資材価格高騰などが発生し、農業・農家経営を圧迫し農業所得が減少する厳しい状況が続きました。

農政の基本的指針である、「食料・農業・農村基本法」は、食料安全保障の強化を目的とする見直しの国会審議が最終段階に入っており本年中に施行される予定でございます。この見直しに対しては、JAグループが一体となり再生産に配慮して適正な農畜産物の価格形成の実現と国民理解の醸成、国消国産など食料自給率向上を図るための農業の持続的な発展と農村の振興等に向けた農政運動を展開してまいりました。組合員の皆様には農政運動への更なるご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本年度の事業報告と自己改革の実践報告については本冊資料に記載された通りでございますのでご確認いただきたいと思います。

農業、JA経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、組合員との対話活動を基本に3カ年計画のPDCAサイクルの実践とJA経営の基盤強化に向けた取り組みを一層進めてまいります。

JA木曾は各種事業活動を通じて、組合員や地域住民の期待に応え、「食」と「農」を基軸として地域に貢献してまいります。

今後とも変わらぬご支援とご協力をお願いするとともに、組合員の皆様のご健勝を心より御祈念申し上げます。



代表理事組合長  
田屋 万芳

令和6年6月

## JA木曾の経営方針

### JA木曾長期ビジョン 2030めざす姿

#### 「農業と協同の力で木曾の未来をささえます」

##### 1. JA木曾の10年後めざす姿

JA木曾長期ビジョンは、2019-2021 3ヵ年計画において実施した事業拠点再構築計画というハード面改革の基、“その効果を最大限発揮するための経営管理、事業運営を改革することにより事業発展のための投資と組合員還元が行えるJAとなり負託に応えていく”というメッセージへステップアップさせてまいります。

更にその先の10年後のJA木曾のめざす姿を、互いに助け合い協力し合う“協同の力”を発揮した事業・活動によって、木曾地域や農業が活性化している姿を描いていきます。

その達成に向けて3ヵ年計画における経営戦略・戦術を策定し遂行してまいります。

##### ■ 農業の分野 持続可能な木曾農業の実現

大規模から小規模のあらゆる農家層へそれぞれのニーズに合った支援を実施し経営向上や生きがいづくりで持続可能な農業や産地の維持、農業収入の増大をめざします。

##### ■ くらしの分野 木曾地域における組合員とJAの役割発揮

総合事業を通じて組合員や多様な関係者とともに協同の力でくらしやすい地域社会の実現をめざします。

##### ■ JAの分野 持続可能な経営基盤の確立

地域において農業協同組合として総合サービスを提供できる経営の健全性を確保し事業発展の投資と組合員還元が果たせる姿をめざします。

##### 「10年後のめざす姿」の実現と「SDGs達成に向けた貢献」

協同組合の思想はSDGsとの親和性が高くSDGs達成に向けた貢献が盛り込まれていることから、SDGs達成に向けては、各事業・活動を通じて身近で可能な事柄から貢献していきます。

##### 2. 次期3ヵ年で重点的に取り組むテーマ

JA木曾にとっての次期3ヵ年計画は「10年後のめざす姿」実現に向けて足元をしっかりと固め、成長するための基盤を盤石にする必要があります。

そこで、現状の組合員のニーズや事業・活動の課題に対応することにより農業生産基盤の維持強化、農業収入の増大、組合員との対話による事業活動を展開し経営基盤強化に取り組んでまいります。

2022年度～2024年度の基本目標を以下の通りに掲げテーマ別に施策を講じてまいります。

##### 農業の分野

##### 2022-2024 3ヵ年 基本目標 農業所得増大への挑戦

##### 趣旨

10年後も木曾の農業・産地を持続するために、大規模から小規模のあらゆる農家層へそれぞれのニーズに合った支援を実施し、経営向上や生きがいづくりで持続可能な農業や産地の維持、農業収入の増大をめざします。

## 「第1テーマ 販売力強化とコスト削減」

### 重点施策 ①販売チャネルの拡大

企業等との契約等地域内での販路、ネット販売等による地区外の販路を開拓していきます。  
また、加工事業の強化により販売力を強化します。

### 重点施策 ②生産コストの低減

省力化資材や肥料農薬の共同購入、機械化の導入提案等、生産コストの低減につながる施策を実施します。

## 「第2テーマ 農業生産基盤の維持強化」

### 重点施策 ①安心して営農継続できる経営支援

個別訪問により、農業経営分析アドバイス、スムーズな経営継承の支援、ニーズに応じた農業労働力の支援等農業者の営農を支援します。

### 重点施策 ②農業の担い手確保と育成

担い手の高齢化と減少の歯止めをかけるための施策として新規専業就農者の確保支援と多様な担い手の増加をめざします。

### 重点施策 ③生産量の維持拡大

営農技術員の出向く体制により重点品目の生産量、産地の維持に取り組みます。また、行政とJAの補助事業を活用した振興品目の生産拡大をめざします。

## くらしの分野

### 2022-2024 3ヵ年 基本目標 総合事業と協同の力でくらしやすい地域社会の実現

#### 趣旨

人口減少・過疎化により地域社会の存続は危機的な見通しにあるとともに、正組合員減少に歯止めがかからない状況から、JA組織弱体化が懸念されます。総合事業を通じて組合員や新たな活動参加者や農業応援団とともに協同の力でくらしやすい地域社会の実現をめざします。

## 「第3テーマ 組合員のメンバーシップ強化」

### 重点施策 ①組合員の意思反映の取り組み強化

職員訪問や懇談会による組合員との対話を強化するとともに、准組合員の意思も事業運営に反映していきます。また、組合員の運営参画促進に向けた環境を整備しメンバーシップを強化します。

### 重点施策 ②JA活動への理解促進と共感づくり

組合員メリットを実感できる施策を構築しJA活動への理解と事業利用を促進します。また「食」と「農」の情報発信と体験の機会を提供することによりJA活動の共感者を増やします。

## 「第4テーマ 事業成長と事業運営の効率化による組合員メリットの向上」

### 重点施策 ①信用事業の取り組み

農業融資体制と相談機能を強化し農業規模拡大を支援します。また、ライフイベントに応じた利用者接点を強化し、農業・くらし・地域の金融中介機能を発揮します。

#### 重点施策 ②共済事業の取り組み

農業リスクを相談できる体制を整備します。また、組合員・利用者サービスの向上と事業運営の効率化を両立できる体制を構築します。

#### 重点施策 ③生活購買事業の取り組み

魅力ある商品、地産地消の取り組み強化と安定したライフライン機能を提供していきます。

#### 重点施策 ④福祉事業の取り組み

福祉用具貸与、歯科診療を通じて、安心して暮らせる地域社会の一助を担います。

### JAの分野

#### 2022-2024 3カ年 基本目標 経営基盤の強化

##### 趣旨

経営の持続性、健全性を確立するための経営基盤強化計画の策定・実行・実践に取り組みます。

#### 「第5テーマ 不断の自己改革の実践による経営基盤の強化」

##### 重点施策 ①総合リスクマネジメントによる収益性・健全性の向上

持続可能な収益性・将来にわたる健全性の確保に向けた経営管理・経営改善を実践できる態勢を確立し、経営資源の最適化による健全な事業運営をめざします。

##### 重点施策 ②自ら考え行動する職員の育成

協同組合運営を実践できる職員教育、総合事業に対応できる人材育成に取り組みます。

また、専門的知識を有する人材を採用していきます。

##### 重点施策 ③JAを支える組織基盤の強化

人口減少等地域の実態を考慮した組合員構成の見直しに着手します。また、組織規模に沿った業務執行体制の変更や経営資源の最適化による組織形態変更を継続的に検討していきます。

### 3. 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映施策

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や地区別組織別懇談会のみならず、「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現します。

①正組合員宅の訪問・対話

②地区別懇談会

③運営委員モニター制度

④女性部員モニター制度

⑤組合員の意見を聴くはがき

⑥組合員とJA職員の交流活動

# 令和5年度の事業概況

## (1) 事業の概況

当事業年度の環境は、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和が進み経済社会活動の正常化が進みましたが、不安定な世界情勢の影響等から資源価格や原材料価格は高止まりし依然として先行き不透明な状況が続いております。

管内の農業は生産者の減少や高齢化、耕地面積の減少など生産基盤の縮小が続くなか、生産資材の高騰により農業経営は厳しさを増しております。

このような状況の中、販売事業は主力の白菜の数量が減少したものの販売単価が高く前年並み販売高を確保しましたが、和牛子牛の販売高低迷が影響し前年比93.9%、計画比81.7%の事業総利益となりました。

購買事業は生産資材の取扱高は計画達成しましたが、生活購買は暖冬の影響により給油所の取扱高減少が大きく影響し、事業総利益は前年比96.2%、計画比95.8%となりました。

金融事業は、住宅ローンをはじめとする個人ローン残高伸長と有価証券等余裕金の積極的運用により前年比100.9%、計画比104.2%の収支結果となりました。

共済事業は、新規取扱高をはじめとした事業実績が低迷し前年比91.1%、計画比98.0%となりました。

持続可能な経営基盤の確立を3ヵ年計画に掲げた2年目の事業総利益は信用以外の事業総利益が前年割れとなり前年比95.8%となりましたが、事業管理費の圧縮や事務効率化への取り組みを進め計画より約34百万円の削減を図った結果、事業利益約21百万円と前年並みの実績を確保し、経常利益約81百万円、当期剰余金約30百万円という結果となりました。

財務状況については、不良債権比率は1.66%、単体自己資本比率は18.04%となりました。

また、ALM委員会の機能強化や自店検査等によるリスク管理態勢を強化するとともに、コンプライアンスプログラムの実践に取り組みで法令等を遵守する職場風土の構築を目指してまいりました。

## (2) 対処すべき重要な課題

J A木曽は地域の人口減少や農業の担い手不足・高齢化等の農業の危機、組合員構成の変化という協同の危機、組合経営の収支の悪化等の事業・経営の危機という3つの危機に対し「事業拠点再構築計画」の実践等を通じて改善に取り組んでまいりましたが、3つの危機は未だ続いている状況です。

引き続き組合員のニーズや事業・活動の課題に対応することにより農業生産基盤の維持強化、農業収入の増大、組合員との対話による事業活動の展開、経営基盤の強化等「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

- ①販売チャネルの拡大と加工事業の強化による農業所得の増大
- ②生産コストの低減につながる施策の実施
- ③個別訪問により安心して営農継続できる経営の支援
- ④新規専業就農者や多様な担い手等、農業の担い手確保と育成
- ⑤重点品目、振興品目の生産量の維持拡大
- ⑥職員訪問や懇談会による対話の強化と組合員の意思反映の取り組み強化
- ⑦組合員メリットを実感できる施策によるJA活動への理解促進と共感づくり
- ⑧総合リスクマネジメントによる収益性・健全性の向上
- ⑨自ら考え行動する職員の育成
- ⑩業務執行体制の変更等によるJAを支える組織基盤の強化

## 法令遵守の体制

当組合は、信用事業をはじめ販売事業、指導事業、購買事業、共済事業等、様々な事業を行っております。中でも信用事業は、業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、当JAも金融機関の一員として徹底した自己規律・業務運営の透明性が求められております。

このため最も重視しなければならないのは、農協法をはじめとするJAが行なう様々な事業に関連した法令及び定款・諸規程であることを認識し、これらを遵守することが社会の一員としての責務であると考えております。

そこで、法令及び社会的規範の遵守については「コンプライアンス・マニュアル関係規程集」を定めるとともに、法令等チェックリストにより組合長をはじめ全役職員が常にこのことを自覚し、職制のなかで相互に法令遵守をチェックする体制を整えております。

### 【基本方針】

わたくしたちJA木曽の役職員は、協同組合原則が示す定義・価値・原則を、事業活動を通じ実践し、地域社会の発展と協同組合組織の発展に貢献していかなければならない。そして、激的に変化する社会・経済の潮流に対して、先人の努力に学ぶとともに、JAの組織・事業・経営に対する機能強化を常に心がけ、農家組合員の営農と生活を守るという社会的使命を実現するため、日々、JAが行なうすべての業務を健全かつ適切な運営を確保するなかで、JA綱領が示す理念を積極的に取り組みます。

# 個人情報保護方針

当組合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

## 木曾農業協同組合個人情報保護方針

木曾農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者及び委託先を適正に監督します。個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。また、当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われる場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。
7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。また、当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

## 木曽農業協同組合情報セキュリティ基本方針

木曽農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と、日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

### 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

#### 個人情報を取得する際の利用目的（保護法第18条1項関係）

#### 当組合の保有個人データの利用目的（保護法第24条第1項2号関係）

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、JA木曽のホームページ（<http://www.ja-kiso.ijian.or.jp/>）をご覧ください。

## 金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

## 貸出運営についての考え方

当組合は、組合員及び地域住民の住宅・自動車・教育等の生活資金、農業振興資金、観光をはじめとする地場企業等が必要とする事業資金、あるいは地方公共団体等の公共資金についてご利用いただいております。

さらに、(株)日本政策金融公庫などの制度資金取扱いのほか、皆様のライフスタイルにあわせた各種ローンをご用意し融資の相談にお応えしております。

このように地域発展に寄与することで地域金融機関としての役割を果たして行きたいと考えております。

# 社会的責任への取り組み

## ◆ 情報セキュリティへの取り組み

J Aの各組織ならびに社会からの信頼を基礎とし、情報セキュリティ基本規程に基づき、顧客情報及びJ A木曾の情報資産の改ざん・破壊・盗聴・漏えい等の不正行為や災害から保護し「機密性」「完全性」「可用性」を確保しています。

## ◆ マネー・ロンダリング（資金洗浄）への取り組み

犯罪収益をあたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠すマネー・ロンダリングに対し次の対策を講じています。

1. J A木曾は個人・法人を問わず貯金口座開設等、一定の取引を行なうに際して、運転免許証等の公的書類の提示を受ける等の方法により、利用者さま等の本人特定事項を確認させていただきます。
2. J A木曾は組織的犯罪処罰法に基づき「疑わしい取引」が行なわれた場合には、速やかに長野県知事に届出をします。

## ◆ 反社会的勢力への対応

J A木曾は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備しています。

1. J A木曾は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。警察・財団法人暴力追放推進センター・弁護士など、外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。
2. J A木曾は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。疑わしい取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

## ◆ 環境にやさしい農業への取り組み

J A木曾は、環境にやさしい農業の実現のために次の事を実行しています。

1. 不要農薬や廃プラスチックの回収をすすめ安全に処理をしています。
2. 輪作体系の実施による農薬や化学肥料を減量した、環境にやさしい栽培をすすめています。
3. 完熟有機堆肥の生産を行い化学肥料の使用を抑制しています。

## ◆ 苦情処理への取り組み

J A木曾は、組合員をはじめ利用者の声を誠実に受け止めます。

【苦情処理対応部署】

本所企画管理部リスク管理課

☎0264-22-2128（全事業対象）

J Aバンク相談所

☎03-6837-1359（信用事業専門）

## ◆ コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）への取り組み

J Aのコンピュータシステムが不慮の災害や事故、あるいは障害等により重大な損害を被り業務の遂行が困難になった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行なうための対策を講じています。

## JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」

### ◆JAバンク基本方針について

「JAバンク基本方針」には、信頼性確保のための破綻未然防止策や、良質で高度な金融サービスの提供を行なうための事業推進等に関し、「JAバンクシステム」として、農協信用事業系統が一体となって取り組むべき事項を定めています。

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

◆ 破綻未然防止システムについて

JAバンク全体で経営の健全性を確保し、組合員・利用者の皆様に一層の「安心」をお届けします。

破綻未然防止システムのポイント

POINT 1

経営状況のチェック  
(モニタリング)

個々のJAの財務状況、業務体制などについてチェック(モニタリング)を行い、問題点の早期発見に取り組んでいます。モニタリングは、農林中金に設置された「JAバンク中央本部」と信連に設置された「JAバンク県本部」が行います。

POINT 2

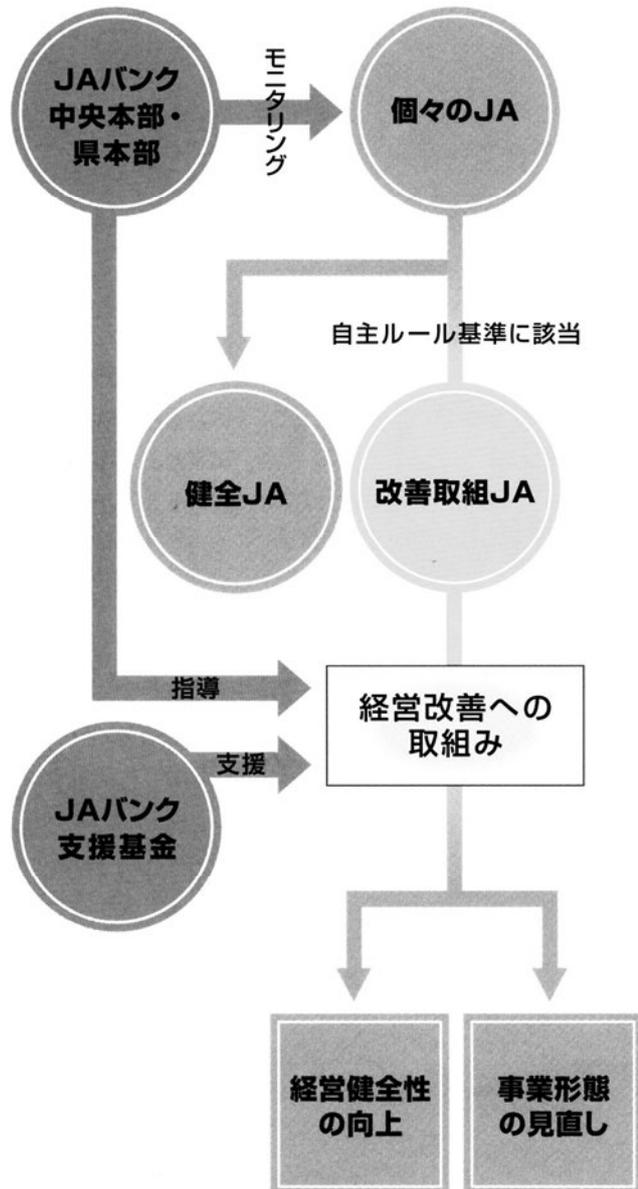
経営改善への取組み

モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAは、この状況に応じた一定の資金運用制限も行いつつ、経営改善への取組みを行います。JAバンク中央本部・県本部は、関係団体と連携しその取組みを強力にサポートします。

POINT 3

JAバンク支援基金によるサポート

「自主ルール基準」に基づき経営改善への取組みや事業運営形態の見直し(事業譲渡、合併など)を行うJAには、新たに設置した「JAバンク支援基金(JAバンク支援協会)」が必要なサポート(資本注入や資金援助など)を行います。



# リスク管理体制

## ■ リスク管理基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

## ■ リスク管理体制

### ①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については本所に審査課を設置し、各事業部と連携を図りながら与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### ②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

### ■ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所等のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## ◇金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の概要

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規程等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 9時～17時）

北部支所 0264-36-2027      中部支所 0264-22-2220  
南部支所 0264-55-2185      南木曾 金融店 0264-57-2032

上記支所のほか下記の窓口でも受け付けます。

JAバンク相談・苦情等受付窓口（本所金融共済部）

電話番号：0264-22-2773

電子メール：kinyu03@kis.nn-ja.or.jp

### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

#### ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

## ◇金融円滑化にかかる基本方針

当JAは協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しています。

今般の「中小企業等金融円滑化法」の施行にともない、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入のお客様からのご相談に対し、適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

### 金融円滑化にかかる基本方針

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況ならびに財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。  
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には、
  - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 本所及び各事業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各事業部における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 業務・事務の効率化への取り組み

当組合は、信頼され安心してお取引できる金融機関を目指して、業務・事務の効率化に向けて取り組んでいます。

- 銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンス・ストアなどに設置された銀行ATMなどでも現金引出しのできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話から残高照会や振込・振替が行えるインターネットバンキングなど、サービス向上に努めています。
- より信頼される金融機関を目指して、内部牽制機能充実をはかるため、内部管理態勢にかかる指導基準・体制整備基準に基づき店舗機能見直しと渉外体制の充実により職員配置の効率化をはかり、地或利用者の利便性の維持に取り組んでいます。
- 各種信用業務に関わる研修会に参加して、JA職員としての専門知識習得と資質向上に努めています。
- ICキャッシュカード生体認証対応機能を全ATMに装備して、安全・安心をお届けしています。

# 農業振興活動

- 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組む情報を含む）
  - (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針  
当組合では「金融円滑化に関わる基本方針」を制定し、お客様の経営相談等、経営改善に向けた取り組み支援を行っております。
  - (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備  
本所及び各事業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各事業部における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。
  - (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援  
当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
  - (4) 担保・保証に過度に依存しない融資等の取り組み  
当組合では、組合員・利用者の経営状況及び将来性を踏まえ、不動産担保又は個人保証に過度に依存しない融資相談に取り組みます。
  - (5) 担い手の経営のライフステージに応じた担い手支援  
経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組み支援を行っております。
  - (6) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み  
金融円滑化に関わる基本方針に基づき、これまでに当組合が支援した実績は36件となっております。
- 農業生産力の維持に向けた取り組み  
農業生産法人「(株)JAファームきそ」の農作業受託等により農家負担軽減を支援しました。
- 農業祭の開催、地産地消、食育への取り組み
  - A・コープきそ店と本所・中部支所の2会場でJA祭を開催しました。本所・中部支所の会場ではフリーマーケット、フードドライブ、アンパンマン撮影会、木曽青峰高校吹奏楽部のミニコンサート、女性部スコップ三味線グループの演奏など企画しました。
  - 地産地消の活動として、木曽地域内で生産された玄米の約24トンを保育園・学校給食にご利用頂くなど、独自米取扱い数量3,291袋（約99トン）により地産地消に取り組みました。
  - JAバンク食農教育事業として管内小学校にオリジナル教材本を贈呈しました。
  - 小中学校生徒の地元野菜についての勉強会など延べ7回の食農教育に協力しました。
  - 管内の全ての子ども園保育園に木曽で生産した野菜を贈呈し子ども達に地元野菜のおいしさを知ってもらう取り組みをしました。
  - 准組合員を対象とした「とうもろこし収穫体験会」を開催し、管内の家族5組20人が参加しました。
  - 学校給食への木曽牛やすんぎ等の地元農産物の提供等、農業や地元農産物を理解していただくための取り組みを進めました。
  - 令和5年度に長野県JAグループで展開している「信鮮信旬キャンペーン」の一環として、大相撲松本場所へ子会社の木曽地或振興株の木曽牛牛丼を出品し即完売となりました。

# 地域貢献情報

## ○ 全般に関する事項

当組合は、木曽郡及び塩尻市木曽平沢、贄川、奈良井地区を事業区域とし、農業者を中心として地域住民の皆様が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

## ○ 地域からの資金調達の状況

地域の皆様からお預かりした貯金・積金の残高は、今年度末において69,265百万円となっております。当組合では、県下統一商品として退職金専用定期貯金「GOGO人生」、年金受給者・予約者専用定期貯金「虎の子」、長野県の農・食をキーワードにした懸賞品付定期貯金「Slow風土」等を取扱い、オリジナル商品として、年金友の会会員向け「まごころ定期貯金」等幅広い商品を募集しております。

皆様からお預かりする資金につきましては、金利面や特典面によりご満足いただけるよう心がけております。

## ○ 地域への資金供給の状況

地域の皆様への貸出金の残高は、今年度末において8,772百万円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給4,954百万円、地方公共団体等1,812百万円、その他2,006百万円です。

地域農業者等の資金ニーズにあわせ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆様の生活の向上に貢献できるよう努めております。

## ○ 文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、農業体験など農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。また、木曽に明るい話題をもたらす活躍をされた、地元出身力士御嶽海関へ農産物を贈呈し応援しました。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、マレットゴルフ大会、スマホ教室等を開催するなど、地域の皆様の繋がりに役立てるような活動を行っております。

大規模災害等に対応するための事業継続計画（BCP）を策定し、姉妹提携先のJAあいち知多と「災害時相互支援に関する協定」を締結しています。大災害発生時に支援しあうことで、応急対策を素早く行います。

今後も引き続き、地域の皆様に貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心がけ、さらには支所の充実をはかることにより、より一層の地域貢献ができるよう努めてまいります。

# JA木曽の事業のご案内

JA木曽では、地域の皆さまの暮らしに役立つ事業を行っておりますので、お気軽にご利用下さい。

## 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

### ◆貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。また、公共料金、都道府県税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

### ◆貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

### ◆為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取扱いしています。

### ◆サービス・その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動送金サービス、口座振替サービスなどをお取扱いしています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）、投資信託の窓口販売の取扱い、全国のJA ATMでの通帳記帳や貯金の出し入れが可能である他、銀行、ゆうちょ銀行、コンビニエンス・ストアなどに設置されたATMなどでも現金引出しのできるキャッシュサービス、パソコン・携帯電話から残高照会や振込・振替が行えるインターネットバンキング、JAバンクアプリなど、いろいろなサービスに務めています。

## ◆お取扱商品のご案内◆

### 主な貯金

貯金の種類		特 色	期 間	預入金額
総口座	普通貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通貯金と定期貯金との組合せ口座</li> <li>有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を1冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高300万円）まで自動的にご用立て致します。ご用立ての際の利率は、お預け入れ定期貯金の利率に0.5%を加えた利率となります。（定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります）</li> </ul>	期間の制限はありません。	1円以上
	定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由金利で1年経過後はお引出し自由、一部のお引出しもできます。</li> </ul>	最長3年	1円以上 300万円未満
定期貯金	大口定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。</li> <li>満期前利息分割受取型も選択できます。（大口定期貯金）</li> </ul>	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上
	スーパー定期			1円以上
	変動金利定期貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は市場実勢を参考にして決定されますが、6ヶ月ごとに金利がその時点の金利動向により変更されます。</li> </ul>	2・3年	1円以上
積立貯金	定期積金	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月一定額のお積立てで、生活設計にあわせ無理のない資金づくりができます。金利は自由金利です。</li> </ul>	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
	積立式定期貯金（エンドレス型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でイザというときには一部のお支払い機能もあります。</li> </ul>	自由	1円以上
	積立式定期貯金（満期型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月のお積立てで、生活設計にあわせ無理のない資金づくりができます。</li> </ul>	6ヶ月以上 10年以内	1円以上
財形貯金	一般財形貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立てとなります。</li> </ul>	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、住宅財形とあわせて550万円まで非課税の特典が受けられます。</li> </ul>	5年以上 （据置期間6ヶ月以上5年以内）	1円以上
	財形住宅貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金とあわせて550万円まで非課税の特典が受けられます。</li> </ul>	5年以上	1円以上
当座貯金		<ul style="list-style-type: none"> <li>安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。</li> </ul>	期間の制限はありません。	1円以上
普通貯金		<ul style="list-style-type: none"> <li>おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。</li> </ul>	期間の制限はありません。	1円以上
決済用貯金		<ul style="list-style-type: none"> <li>無利息・要求払い・決済サービスの貯金です。</li> <li>貯金保険制度による全額保障の対象となっております。</li> </ul>	期間の制限はありません。	1円以上
貯蓄貯金一般口		<ul style="list-style-type: none"> <li>有利な金利で増やしながらか、普通貯金のように必要な時に自由にお引出しいただける新しいタイプの貯金です。</li> </ul>	期間の制限はありません。	1円以上
通知貯金		<ul style="list-style-type: none"> <li>1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。</li> </ul>	7日以上	50,000円以上
納税準備貯金		<ul style="list-style-type: none"> <li>税金の納付に備えるための貯金です。</li> </ul>	入金はいつでも	1円以上
譲渡性貯金（NCD）		<ul style="list-style-type: none"> <li>大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡できます。</li> </ul>	2週間以上 5年以内	1,000万円以上

## 主な取扱いローン

### (1) 住宅関連ローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証
住宅ローン	固定金利型	住宅の新築・増改築資金や土地・建売住宅・マンション・中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。	1億円以内	40年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：土地・建物 保証：長野県農業信用基金協会、全国保証(株)、協同住宅ローン(株)
	変動金利型		1億円以内	40年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	
	固定金利期間選択型					
リフォームローン		住宅の増改築・修理・内外装・造園・門・塀などの建築資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：原則として必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会

### (2) その他ローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証
教育ローン	固定金利型	入学金・授業料・学費及び生活資金にご利用いただけます。(変動金利の場合、適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。)	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：必要ありません 保証：長野県農業信用基金協会
	変動金利型					
マイカーローン	固定金利型	車の購入はもちろん車検・ガレージの購入・免許証の取得など車のことなら何でもご利用いただけます。(変動金利の場合、適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。)	1,000万円以内	10年以内	元利均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	
	変動金利型					
農機ハウスローン		農機具、パイプハウス等資材購入・修理時等にご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内		
農業経営ローン (ゆたか)		農業経営に必要な運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以内	1年以内	農産物販売代金等貯金口座より、ご返済	
カードローン Lip		生活に必要な資金にご利用いただけます。(負債整理資金・事業資金は除きます。)	50万円以内	2年以内 (自動更新)	指定口座入金により随時返済と約定返済	

## 信販保証 JA個人ローンのご案内

ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	返済期間	担保・保証
カーローン	マイカー購入資金（中古車含む）及び購入時の関連資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	据置期間を含め 6ヶ月以上15年以内	担保：必要ありません 保証：ジャックス（株）、三菱UFJニコス（株）
教育ローン	入学金・授業料等在学期間中にかかる資金・アパートの礼金・敷金の当初契約時必要月数以内の必要な資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年10ヵ月以内	
教育カードローン	教育資金が必要な都度、お申込額範囲内で繰り返しご利用いただけます。	700万円以内	ご融資金額に応じた一定額を毎月お支払いいただきます。	
リフォームローン	住宅の増改築費用・住宅設備機器の購入資金にご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内	

## 各種制度資金

農村の生活・生産基盤の整備拡充を目指した長期で低利な資金をご融資するため、各制度資金の取扱いを行っております。

◆制度資金取扱窓口として、主に次の各機関のお取扱いをしております。

金融機関等	資金名
農業制度資金	農業改良資金・農業近代化資金・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・就農支援資金 農業経営負担軽減支援資金 等
株式会社日本政策金融公庫	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） 経営体育成強化資金・農業経営維持安定資金・中山間地或活性化資金・教育資金 等
各 町 村	小規模農業及び商工資金・下水道設備資金・住宅資金等の各行政補助資金・教育資金 等
住宅金融支援機構	災害復興住宅融資資金 等

## 証 券

◆国債および投資信託のお取扱い

新窓販国債・個人向け国債・投資信託の窓口販売の取扱いをしております。

※投資信託の窓口販売の取扱いは本所のみとなります。

その他商品・サービス

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	J A 木曾のキャッシュカードにより、全国の J A ・ ゆうちょ銀行 ・ セブン銀行等の A T M (現金自動預入支払機) で現金のお引出し、ご入金、残高照会ができます。また、これ以外の銀行、信用金庫等の A T M で現金のお引出しが可能です。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なお引出しが可能です。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金・配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつかますので大変お得です。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料など、普通貯金(総合口座)、当座貯金から自動的にお支払い致しますので振込、払い込みのわずらわしさがなくなります。
J A カ ー ド (クレジットカード)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでお支払いが可能です。また、E T C や 公共料金等の決済用としてもお使いいただけます。お金が必要なときはキャッシュサービスも受けられる便利なカードです。
定 期 振 込 サ ー ビ ス	定期的に同一のお振込みをお客様が行なう場合、振込先の登録を行い振込票の作成を致します。お客様は金額欄を記入するだけで、その他の記入が不要になり大変便利です。
総 合 振 込 サ ー ビ ス	お客様より電子データにてお振込をご依頼いただくことにより、複数のお振込を自動的にかつスムーズに行うことができます。
口 座 振 替 サ ー ビ ス	お客様からのご依頼データにより、自動的に口座振替ご契約先口座より振替を行いますので、集金等の手間がなくなります。
デ ビ ッ ト カ ー ド	J A キャッシュカードでご自分の貯金残高の範囲内でお買物ができます。現金を引き出す手間が省けスピード決済されますので、使いすぎの心配がなく安心です。
J A ネットバンク	インターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。
J A バンクアプリ	アプリをダウンロードして簡単登録。いつでもすばやく口座残高のチェックや明細の照会ができるサービスです。アプリのサービス画面から J A ネットバンクにアクセスできます。

# 共 済 事 業

分野	共済種類	特長	加入年齢
「ついで」問題の解決	万一のときに備える		
	終身共済	大切なご家族のために一生にわたって備えられる万一年保障です。 特長①一生にわたって万一年の保障を確保できます。 特長②死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 特長③所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。	0歳 ～ 75歳
	一時払 終身共済 (平28.10)	まとまった資金で一生の万一年保障。加入のしやすさも魅力です。 特長①一生にわたってお亡くなりになられた時の保障が確保できます。 特長②死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。 特長③医師による診査は必要なく簡単な告知でお申し込みいただけます。	0歳 ～ 90歳
	生存給付特別付 一時払終身共済 (平28.10)	一生の万一年保障に生前贈与の機能をプラスした保障です。 特長①生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。 特長②死病共済金を相続対策にご活用いただけます。 特長③医師による診査は必要なく簡単な告知でお申し込みいただけます。	15歳 ～ 75歳
	引受緩和型終 身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万一年保障です。 特長①通院中の方病歴がある方も簡単な告知でお申し込みいただけます。 特長②一生にわたってお亡くなりになられた時の保障が確保できます。 特長③80歳までご加入いただけます。	18歳 ～ 80歳
	養老生命 共済	貯蓄しながら備えられる万一年の時のための保障です。 特長①貯蓄しながら備えられる万一年の保障です。 特長②死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 特長③所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。	0歳 ～ 75歳
	定期生命 共済	お手頃な共済掛金で万一年保障をしっかりと準備できます。 特長①お手頃な共済掛金でライフプランに合わせて必要な期間が選べます。 特長②死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 特長③所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。	15歳 ～ 75歳
定期生命 共済 (通院特約設定型 ～みどりき～)	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万一年保障をしっかりと準備できます。 特長①ライフステージに応じて保障金額を減額させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。 特長②通院特約時期は一定の範囲内で任意に設定可能であり、柔軟な保障設計がきます。 特長③死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。 特長④所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。	15歳 ～ 65歳	
「ついで」問題の解決	病気やケガに備える		
	医療共済 ～メディフル～	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。 特長①日帰り入院※1 からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。 特長②一生保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。 特長③健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。 ※健康祝金支払特別を付加した場合	0歳 ～ 75歳
	がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。 特長①上皮内がんを含む様々な「がん」や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術等を幅広く保障します。 特長②がんの長期化や再発時にがん治療共済金を受け取れます。 特長③入院1日目から保障し、長期入院も日数無制限で保障しますので、安心です。 特長④ご意向にあわせて、保障内容を選べます。	0歳 ～ 75歳
	引受緩和型 医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。 特長①通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申し込みいただけます。 特長②日帰り入院から、手術、放射線治療を一生保障いたします。 特長③持病（既血症）の悪化・再発もしっかり保障いたします。 特長④全額自己負担となる先進医療の技術料を保障いたします。 ※先進医療保障ありを選択した場合	18歳 ～ 80歳
三大疾病などに備える			
特定重度 疾病共済 ～身近なリスクにそ なエール～	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。 特長①三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。 特長②4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。 特長③継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。	0歳 ～ 75歳	
就労不能に備える			
生活障害 共済 ～働くわたしのささ エール～	働けなくなるリスクに備えられる安心の保障です。 特長①公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。 特長②身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気やケガかを問わず保障します。※身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障いたします。 特長③一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。	15歳 ～ 75歳	

※ご加入いただける年齢は、プランによって異なります。

分野	共済種類	特長	加入年齢
「ひと」に関する共済	介護・認知症に備える		
	介護共済 一時払介護共済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。 特長①一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。 特長②介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。 特長③公的介護保険制度と連動したわかりやすい保障です。 特長④死亡給付金は死亡共済金等の非課税枠を適用できます。※一時払介護共済の場合。	40歳 ～ 75歳
	認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。 特長①認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。 特長②認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。 特長③簡単な告知でご加入いただけます。	40歳 ～ 75歳
	老後に備える		
	予定利率変動型 年金共済 ～ライフロード～	自分で準備する将来の年金保証 特長①毎年（毎月）の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加期待でき、一度増した年金額は減りません。 特長②個人年金保険料割増が受けられます ※所定の条件を満たし、税制優待特約を付加している場合。 特長③医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。 特長④加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。	18歳 ～ 85歳
	お子さま・お孫さまの学資に備える		
	子ども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万全保障です。こども共済「学資応援隊」は、学資金を効率的に準備したい方向けの共済です。 特長①学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。 特長②高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。 特長③ご契約者（親族）がもしものとき、その後の共済掛金はいただきません。 ※共済掛金払込免除不払戻特約を付加する場合は除きます。 特長④お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。 ※ご契約者の年齢や健康状態にかかわらずご契約いただけるプランもございます。 (共済掛金払込免除不払戻特約を付加する場合には限りです)。	0歳 ～ 12歳
	その他「ひと」に関する共済		
	傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障いたします。	
	ボランティア活動共済	ボランティア活動に従事している間に生じた事故によって発生した傷害や賠償事故を保障いたします。	
賠償責任共済	加害者として法的な賠償責任が生じた場合に、経済的負担を代替・軽減する共済です。		
農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障いたします。		

※ご加入いただける年齢は、プランによって異なります。

分野	共済種類	特長
「こゝろ」に関する共済	火災や台風だけでなく、地震にも、ケガにも、しっかり備えられる建物や家財の保障です。	
	建物更生共済 むてきプラス 「建物」	一戸建てやマンションはもちろん、店舗や事務所など、「建物」の損害を保障いたします。 特長①火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。 特長②ご契約された建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。 特長③掛捨てではありません。保障期間満了時に、満期共済金をお支払いします。 特長④火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとりかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。
	建物更生共済 むてきプラス 「家財」	椅子やタンス、テレビなど、お住まいにある家財・家具の損害を保障いたします。 特長①火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。 特長②ご契約された建物や家財について発生した火災や自然災害によって、ケガをされたり、死亡されたりしたときには、傷害共済金をお支払いします。 特長③掛捨てではありません。保障期間満了時に、満期共済金をお支払いします。 特長④火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとりかたづけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、当面の生活に必要な費用等をお支払いします。
	その他「いえ」に関する共済	
	火災共済	建物・不動産の火災などによる損害を保障いたします。
「クルマ」に関する共済	保障もサービスも、安心・充実！必要な保障を無駄なくそろえた自動車共済です。	
	自動車共済 ～クルママスター～	お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える保障です。 特長①相手方への保障・ご自身と家族の保障・お車の保障の3つの充実保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーいたしますので安心です。 特長②24時間・365日の事故受付はもちろん「夜間休日現場急行サービス」「レッカーサービス」「ロードサービス」など充実のサービスで安心です。 特長③ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とってもお得です。
	自賠償共済	自賠償共済（保険）は、自動車事故の被害者を保護・救済するため「自動車損害賠償保障法」に基づき、すべての自動車（二輪・原付も含みます）（※）に加入を義務づけて運営されている「強制的共済（保険）」です。

## 購買事業

事業の種類	主な取扱品目	事業内容
生産資材供給	肥料、農薬、農具、生産資材 出荷資材、園芸資材、種苗 畜産資材、素牛	①定期的な予約注文により利用者に宅配 ②店舗により販売 ③生産指導員による巡回指導及び研修会の実施
農機整備・供給	農機具全般	専任整備担当による整備と供給、軽トラ斡旋
園芸センター (グリーンファームきそ)	園芸資材全般 種苗・花・花木	①園芸用品各種揃えています
生活用品の供給	生活用品各種、耐久資材 食品各種	①定期的な予約注文により宅配 ②店舗により販売
燃料供給	石油類(ガソリン、軽油、灯油等) 自動車用品	①給油所における販売 ②灯油の宅配(定期配送システムあり)
ホームエネルギーの供給	LPG、ガス器具、JAでんき	①LPGの供給と保安点検の実施 ②家庭向け電力の供給
食材の宅配	週2回 食材の供給	①健康・安全・新鮮なメニューによる食品宅配
住宅改善事業	住宅建設・改修・設備設置 浄化槽・下水道関連工事	①住宅改修について専門担当による相談窓口あり ②工事の設計監理と工事施工
葬祭事業 (JA虹のホールきそ)	通夜・葬儀告別式・各種ご法要・出張葬 多目的ホール	①専門スタッフによる24時間体制での葬儀対応 ②各種会合に対応

## 福祉・介護事業

事業内容	摘要
介護用品の相談と斡旋	介護センター又は支所へご相談下さい。

## 医療事業

事業内容	摘要
訪問歯科診療と外来歯科診療	歯科診療所へご相談下さい。

## 観光事業

事業内容	摘要
農協観光株式会社との連携による旅行企画・斡旋 地域内民宿の紹介等	本所農業生活部又は各支所へご相談下さい。

# 主な手数料

※ 各手数料にはいずれも消費税・地方消費税を含んでおります。

## 貯金関連手数料

令和6年2月末

### (1) 当JAのATM利用手数料（1回につき）

キャッシュカードの種類	利用時間帯			手数料
JAのカード (県内JAのカード)	平日	お引き出し	08:45 ~ 19:00	無料
		ご入金	08:45 ~ 19:00	
	土日祝日	お引き出し	09:00 ~ 19:00	
		ご入金	09:00 ~ 19:00	
県外JAのカード	平日	お引き出し	08:45 ~ 19:00	無料
		ご入金	08:45 ~ 19:00	
	土日祝日	お引き出し	09:00 ~ 17:00	
		ご入金	09:00 ~ 17:00	
JFマリンバンクのカード	平日	お引き出し	08:45 ~ 19:00	無料
	土日祝日	お引き出し	09:00 ~ 17:00	
三菱UFJ銀行のカード	平日	お引き出し	08:45 ~ 18:00	無料
			18:00 ~ 19:00	110円
	土日祝日	お引き出し	09:00 ~ 17:00	110円
提携金融機関のカード	平日	お引き出し	08:45 ~ 18:00	110円
			18:00 ~ 19:00	220円
	土曜祝日	お引き出し	09:00 ~ 17:00	220円

### (2) 再発行手数料

種類	内容	手数料
通帳	1冊当たり	1,100円
証書	1枚当たり	1,100円
キャッシュカード	1枚当たり	1,100円

### (3) その他の手数料

種類	内容	手数料
小切手	50枚/冊	990円
自己宛小切手	1枚あたり	550円
約束手形	25枚/冊	660円
マル専口座開設	1口座あたり	3,300円
マル専手形	1枚あたり	550円

※小切手・約束手形手数料については、署名鑑印なしの場合。

※標記手数料には、いずれも消費税・地方消費税が含まれています。

為替手数料

令和6年2月末

(1) 送金手数料 (1件につき)

送金の種類	手数料
県内JAあて	440円
県外JA及び他行あて	660円

(2) 振込手数料 (1件につき)

振込みの種類	金額の区分	手数料	
窓口ご利用	自JA 同一店舗内あて	なし	
	自JA・県内JAあて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	県外JA・他行あて	3万円未満	550円
3万円以上		770円	
自動送金サービスご利用	自JA・県内外JAあて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	他行あて	3万円未満	550円
		3万円以上	770円
ATMご利用	自JA・県内外JAあて	3万円未満	110円
		3万円以上	330円
	他行あて	3万円未満	440円
		3万円以上	660円
アンサー・ネットバンク ご利用	自JA・県内外JAあて	3万円未満	110円
		3万円以上	220円
	他行あて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円

(3) 代金取立手数料 (1通につき)

取立の種類	手数料	
	普通扱い	至急扱い
自JA及び県内JAあて	440円	
県外JA及び他行あて	660円	880円

(4) その他の諸手数料 (1件あるいは1通につき)

種類	手数料
送金・振込組戻料	660円
不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭呈示料	660円

その他の主な手数料

令和6年2月末

種類	内容					手数料
残高証明書発行手数料	1通につき					自動発行440円 都度発行660円
自動送金サービス	申込手数料	1申込あたり				110円
	取扱手数料	1回あたり (このほかに振込手数料がかかります)				無料
口座振替手数料	口座振替契約に基づくもの一般1回1件					110円
集金手数料 ※(注)	日掛貯金先	(1回)				550円
	大口貯金先	(1回)				1,100円
両替手数料	1~200枚	201~400枚	401~500枚	501~1000枚	1,001枚以上	
	無料	110円	220円	330円	千枚ごとに 330円を加算	
媒体持込手数料 (口座振替・振込)	紙媒体・FD・DVD等 (1回1ファイルあたり)					5,500円
取引明細照会 (貯金照会)	1件					1,100円
未利用口座管理手数料	年間					1,320円
夜間金庫使用料	月額					2,200円

※標記手数料には、いずれも消費税・地方消費税が含まれています。

※(注)集金手数料については、お取引状況等により個別設定させて戴く場合もあります。

# JA木曾の組織

## 組合員数

令和6年2月末現在 (単位：人、団体)

資 格		令和4年度末	令和5年度末	増 減
正組合員	個 人	2,955	2,800	△155
	農事組合法人	6	7	1
	その他法人	-	-	-
	計	2,961	2,807	△154
准組合員	個 人	6,138	6,042	△96
	農業協同組合	-	-	-
	農事組合法人	47	52	5
	その他団体	48	46	△2
	計	6,233	6,140	△93
合 計		9,194	8,947	△247

## 組合員組織の状況

令和6年2月末現在

### 1 本所

組 織 名	構 成 員 人 数
畜 産 生 産 部 会	70
野 菜 生 産 部 会	112
花 卉 生 産 部 会	38
とまと生産振興部会	9
J A 木 曾 生 産 者 直 売 部 会	71
梅 生 産 部 会	15
南 木 曾 町 茶 業 振 興 会	99
J A 木 曾 女 性 部	387
J A 木 曾 日 義 青 年 部	48
J A 木 曾 民 宿 部 会	18
J A 木 曾 年 金 友 の 会 協 議 会	4,604
合 計	5,471

(注) 上記には、各支所に支部のある組織があります。

役員

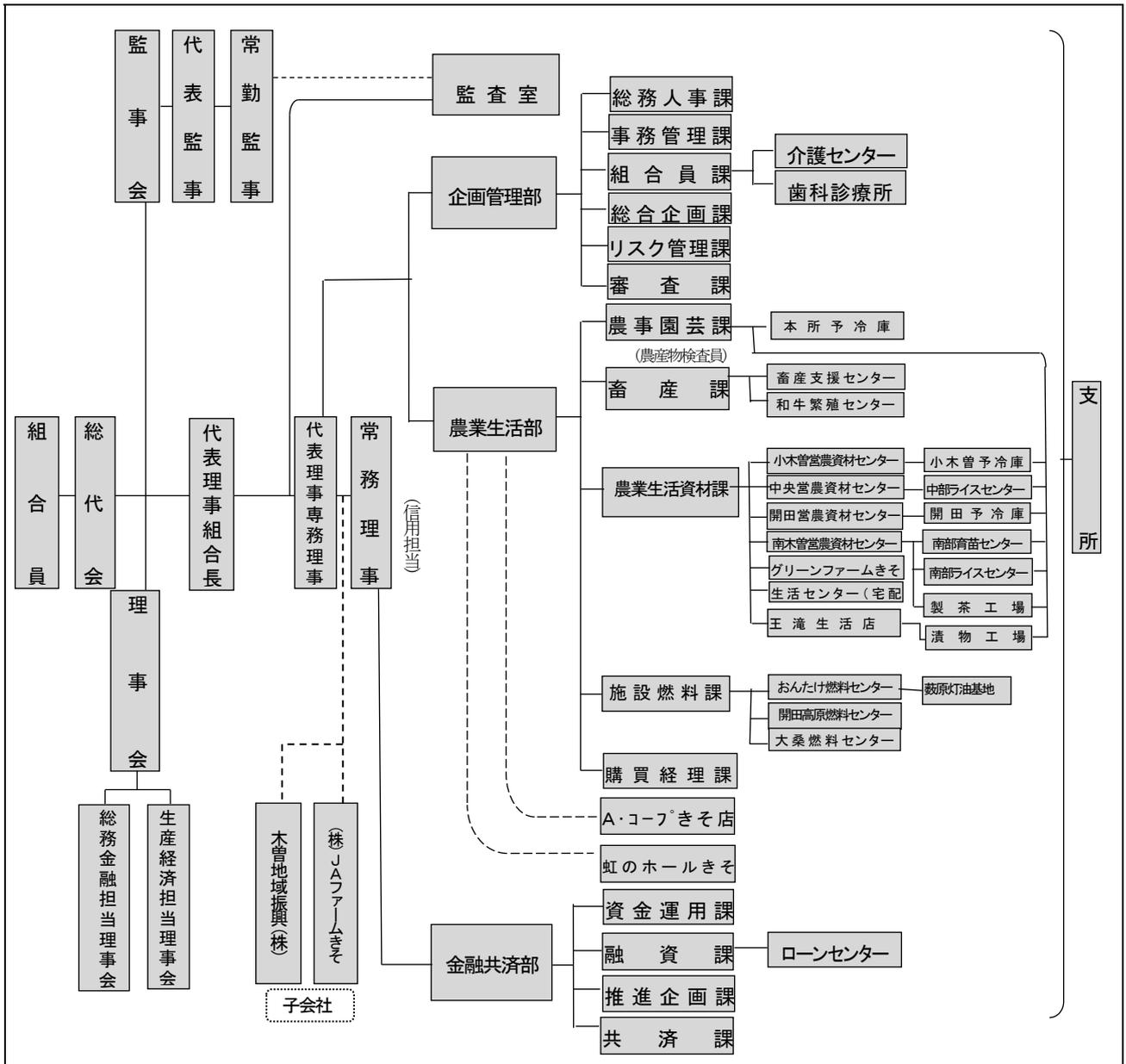
令和6年2月末

役職名	氏名	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	田屋 万 芳	有	
代表理事専務理事	青木 一 孝	//	
常務理事	亀子 宗 樹	無	実務精通・信用担当
理 事	小嶋 正 則	//	
//	寺平 暁 夫	//	
//	征矢 野 隆 夫	//	
//	山下 清 人	//	
//	志水 敏 春	//	
//	原 保 弘	//	
//	細尾 正	//	
//	新井 光 一	//	
//	久保 寺 益 美	//	女性
//	棚垣 外 健	//	
//	片田 恵	//	
代表監事	鎌 亮 治	—	
常勤監事	高樋 昌 憲	—	実務精通
監 事	中村 裕 子	—	女性
//	大畑 哲 也	—	
//	尾崎 利 輝	—	
員外監事	原 卓 男	—	

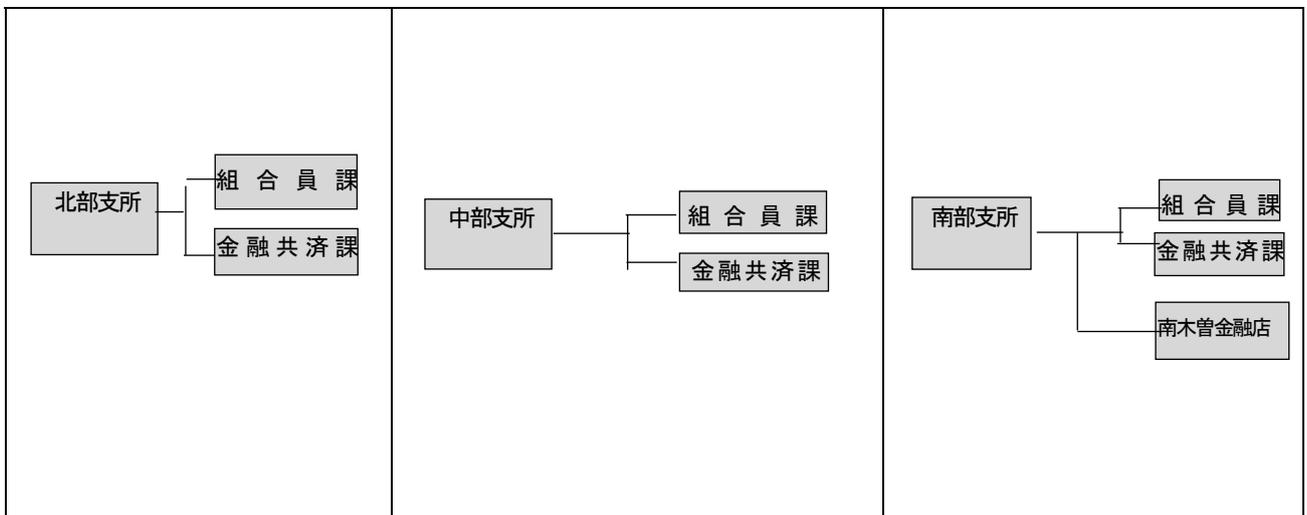
職員の内訳

令和6年2月末 (単位：人)

区分	令和4年度末			令和5年度末		
	男	女	計	男	女	計
参事	—	—	—	—	—	—
一般職員	62	44	106	59	41	100
営農技術員	6	2	8	6	2	8
生活指導員	—	1	1	—	1	1
合計	68	47	115	65	44	109



支所



## 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和6年2月現在） 所在地 東京都港区芝

## 特定信用事業代理業者の状況

該当がありません。

## 地区および店舗一覧

### 地 区

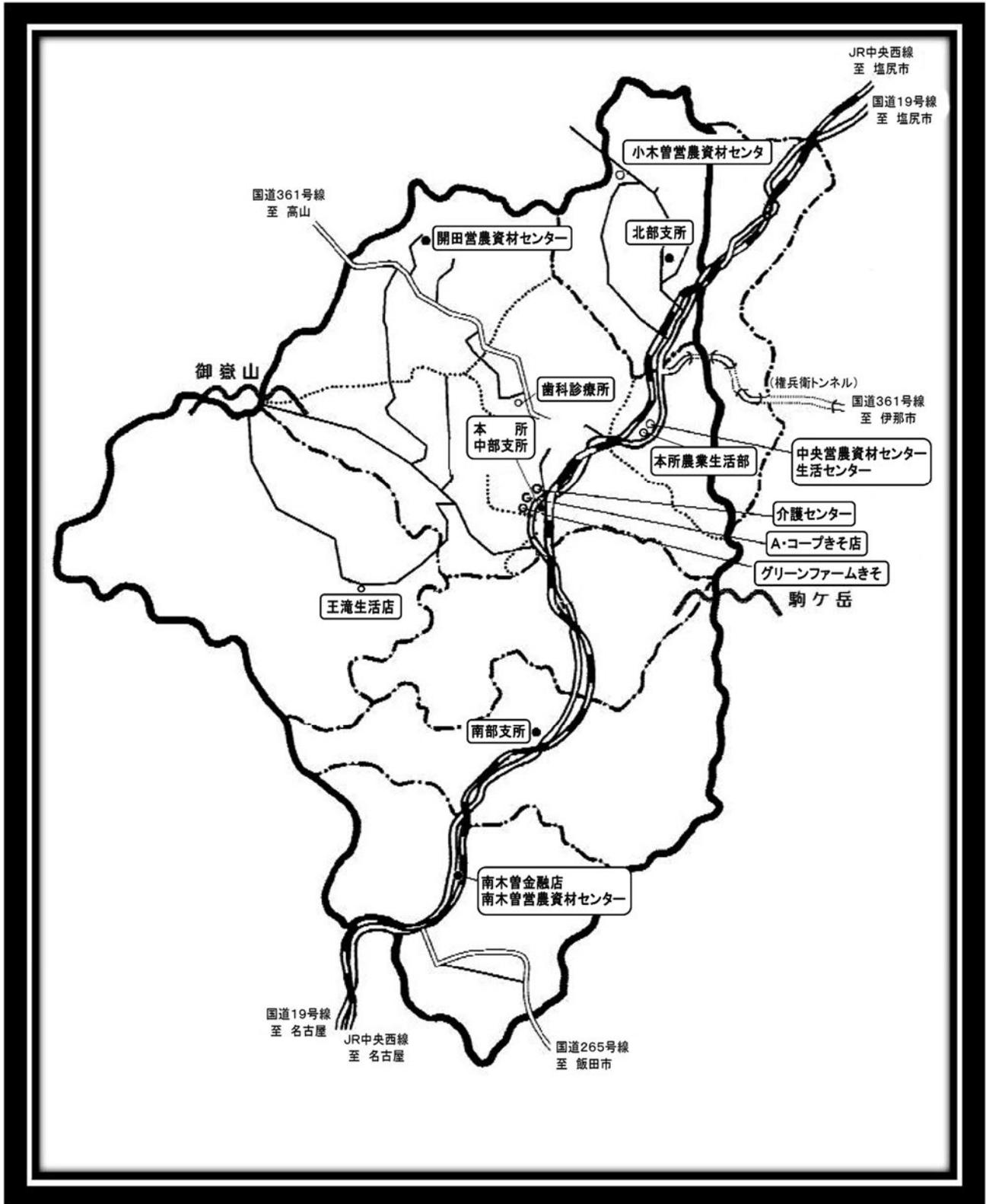
J A木曾は、木曾郡及び塩尻市大字贄川、塩尻市大字木曾平沢、塩尻市大字奈良井を地区としています。

### 店舗一覧

令和6年2月末

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号	ATM	
本 所	397-0001	木曾町福島2800	(0264) 22-2128		
本 所（農業生活部）	397-0001	木曾町日義4613	22-2647		
北 部 支 所	399-6201	木祖村大字藪原1191-36	36-2027	1	
中 部 支 所	397-0001	木曾町福島2800	22-2220	1	
南 部 支 所	399-5503	大桑村大字長野2981-6	55-2185	1	
南 木 曾 金 融 店	399-5301	南木曾町読書合3645-24	57-2032	1	
その他事業所	A・コープきそ	397-0001	木曾町福島2872	23-3271	1
	おんたけ燃料センター	397-0001	木曾町福島3804-2	22-3150	
	大桑燃料センター	399-5504	大桑村大字野尻160-46	55-2403	
	開田高原燃料センター	397-0301	木曾町開田高原末川2697-15	42-3636	1
	小木曾営農資材センター	399-6203	木祖村大字小木曾4007	36-2045	
	中央営農資材センター	399-6101	木曾町日義4613	24-2555	1
	開田営農資材センター	397-0302	木曾町開田高原西野2760	44-2001	
	南木曾営農資材センター	399-5301	南木曾町読書合3645-24	57-2032	
	生 活 セ ン タ ー	399-6101	木曾町日義4613	23-2112	
	グリーンファームきそ	397-0001	木曾町福島2876-4	22-3061	
	王 滝 生 活 店	397-0201	王滝村2891-1	48-2121	
	介 護 セ ン タ ー	397-0001	木曾町福島2863-4	21-2113	
	歯 科 診 療 所	397-0002	木曾町新開5317	27-6111	
J A 虹 の ホ ー ル き そ	397-0001	木曾町福島6448-1	23-2513		

# JA木曾の店舗



# JA木曽の沿革・歩み

- 昭和40年 5月 西筑摩郡内（榑川・宮ノ越・原野・上田・黒川・開田・三岳・南木曽・山口）の9農協が合併して、西筑摩郡農協が発足
- 昭和49年 3月 木曽郡下（木曽郡・木祖村・福島町・王滝村・上松町・大桑村）の6農協が合併して、木曽農協が発足
- 6月 農協婦人部設立、そ菜生産部会設立
- 8月 酪農・和牛生産部会設立、和牛婦人部設立
- 11月 上松町事業所竣工、酪農生産部会青年部設立
- 12月 養蚕生産部会設立
- 昭和51年 2月 中央店・中央倉庫竣工
- 昭和52年 11月 大桑村事業所竣工
- 昭和53年 8月 木祖村予冷庫竣工
- 9月 第1回木曽郡畜産共進会
- 12月 日義村事業所竣工
- 昭和54年 11月 第1回農協祭開催
- 昭和55年 5月 中央店購買車基地竣工
- 昭和56年 2月 木曽郡畜産生産者大会開催
- 4月 民宿部会設立
- 昭和57年 5月 荒茶工場（南木曽）竣工、生乳処理場/バルククーラー竣工
- 8月 事業所・支所を支所・出張所に名称変更、「濃信社」の権利義務承継
- 昭和58年 3月 開田村予冷庫竣工、大桑村オガコセンター竣工
- 4月 稚蚕共同飼育所竣工（南木曽町田立）
- 昭和58年 8月 現金自動支払機を中央店に設置
- 10月 合併10年記念 仔牛共進会・歌謡ショー開催
- 昭和59年 1月 合併10年記念 貯蓄300億円達成
- 6月 現金自動支払機を木祖村・上松町・大桑村支所に設置
- 8月 全国銀行内国為替制度加入
- 9月 木曽農協地震対策本部設置（県西部地震）
- 昭和60年 4月 榑川村支所改築
- 7月 常滑市農協（愛知県）と姉妹提携調印
- 10月 王滝村支所竣工
- 昭和61年 12月 南木曽町支所竣工、水田農業確立対策推進対策協議会設立
- 昭和62年 6月 国債窓取扱いの認可
- 9月 現金自動支払機を王滝村支所に設置、木曽農協給振クラブ設立
- 昭和63年 3月 農産物輸入自由化阻止中信大会開催、大桑村指定金融機関別に指定
- 10月 現金自動支払機が県内オンライン提携
- 11月 京都市より野菜供給優良産地表彰
- 平成 元年 2月 信用事業の土曜日業務休業実施
- 4月 生産資材店舗（グリーンセンター）オープン、南部ライスセンター竣工
- 10月 中部食材センター業務開始、現金自動支払機を三岳村支所に設置
- 野菜生産部会が日本農業賞長野県表彰受賞
- 12月 金融事業優績全国表彰受賞
- 平成 2年 2月 酪農ヘルパー利用組合設立
- 6月 畜産物特別販売施設「グルメリアきらく」オープン
- 経済連牧場開場（三岳村）、きのこ培養センター竣工（日義村）
- 平成 3年 4月 野菜出荷貯蔵施設竣工（木祖村）
- 平成 3年 6月 愛称を「JA木曽」に改名
- 平成 4年 8月 開田村野菜予冷庫竣工
- 12月 開田高原給油所竣工
- 平成 5年 2月 生活総合センター「A・コープきそ店」竣工
- 8月 JA木曽貯金残高550億円達成
- 平成 5年 11月 介護用品取扱相談を開始
- 12月 信州専にて木曽特産品販売、水稻異常気象対策会議開催
- 平成 6年 3月 現金自動預入払出機（ATM）をA・コープきそ店に設置
- 平成 7年 11月 JA木曽貯金残高610億円達成
- 平成 8年 2月 田立製茶工場機機竣工式
- 3月 「JA木曽こだま会」発足

	4月	木曾農業フォーラム開催
	8月	J A木曾婦人部、総会にて「J A木曾女性部」に改名
平成 9年	9月	木曾産米「初恋」販売開始、CS（集乳場）閉所
平成10年	4月	生産資材流通センター竣工と業務開始
	11月	全国和牛共進会に3頭出場、第1回美の祭典開催（南木曾町支所）
平成11年	6月	J A木曾サンデーバンキング開始（A c c o o p きそ店、木祖村・南木曾町支所）
平成12年	4月	経済連三岳牧場畜舎竣工、グルメリアきらく開業10周年記念式典
	7月	J A木曾合併25周年記念式典、2000年問題対応
	8月	J A木曾介護センター開所式
	10月	指定在宅介護支援事業開始 J Aあいち知多との姉妹提携調印式
平成13年	3月	木曾産米「ともえちゃん」販売開始・まごころ宅配スタート
平成14年	1月	J Aあいち知多アグリタウン・オープンに農産物販売 木曾アグリネット開局式
	12月	BSE対策全国集会開催
平成15年	2月	第8回全国和牛能力共進会に出場
	11月	J A木曾組合員組織全体集会開催、J A木曾健康セミナー開催
平成16年	11月	原野農協青年部創立50周年記念式典
	12月	おんたけ燃料センター竣工
平成17年	2月	「はくさいづくり50周年」記念大会開催
	3月	J A木曾合併30周年記念式典、畜産総合施設竣工式（木祖村）
平成18年	4月	行政合併により旧山口村が岐阜県中津川市へ統合
	5月	長野県J A新勘定システム（C o m p a s s - J A）稼動
	10月	「グリーンファームきそ」オープン
平成19年	4月	新信用システム（J A S T E M）稼動
平成19年	10月	J A木曾榑川支所店舗移転
平成20年	9月	J A木曾山口支所の廃止 全国和牛共進会に3頭出場、上位入賞 木曾福島支所移転 「くらしの相談室」「ローンセンター」開設、土日相談体制スタート
平成21年	4月	歯科診療所移転
平成22年	2月	信州フラワー品評会にて、アルストロメリア農林水産大臣賞受賞
	4月	長野県中央家畜市場スタート
平成23年	4月	おんたけSS・全農長野協同経営化
平成24年	4月	A・コープきそリニューアルオープン
	10月	J A虹のホール竣工式
	11月	木祖支所新店舗オープン
平成25年	4月	和牛繁殖センター竣工式
平成26年	3月	子会社「(株) J Aファームきそ」設立
平成27年	1月	J A木曾合併40周年記念組合員組織全体集会
	4月	A・コープきそ店、(株) 長野県A・コープへ移行
	10月	中信地区J A主催による大相撲松本場所開催
平成28年	4月	改正農協法施行
平成29年	2月	J A S T E M・O T M機設置
	7月	イントラPCをシンクライアントシステムへ移行
	12月	生産資材システム2011導入
平成30年	11月	組合員組織全体集会開催
令和 元年	7月	大桑支所新店舗オープン
	11月	臨時総代会開催
令和 2年	10月	拠点再構築により、勘定統合 木祖支所を北部支所、木曾福島支所を中部支所、大桑支所を南部支所へ名称変更
令和 3年	3月	小木曾営農資材センター・中央営農資材センター・南木曾営農資材センターを設置
令和 3年	10月	本所・中部支所新事務所移転、榑川支所と北部支所統合、日義・三岳・開田支所と中部支所統合 開田営農資材センター設置
令和 4年	3月	上松支所と玉滝支所を中部支所統合、南木曾支所を南部支所へ統合し南木曾金融店へ名称変更 グリーンファーム店リニューアルオープン
令和 4年	11月	本所農業生活協同移転
令和 5年	5月	きのこ培養センター廃止

# 資 料 編

貸借対照表 (令和5年度) (令和4年度)	37
損益計算書 (令和5年度) (令和4年度)	38
注記表 (令和5年度) (令和4年度)	39
剰余金処分計算書 (令和5年度) (令和4年度)	47
部門別損益計算書 (令和5年度)	48
部門別損益計算書 (令和4年度)	49
経費の内訳	50
財務諸表の正確性等にかかる確認	51
会計監査人の監査	51
自己資本の充実の状況	52
自己資本比率の状況	52
自己資本の構成に関する事項	53
自己資本の充実度に関する事項	54
信用リスクに関する事項	56
信用リスク削減手法に関する事項	58
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	59
証券化エクスポージャーに関する事項	59
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	59
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	60
金利リスクに関する事項	60
信用事業取扱実績等	62
貯金	62
貸出金	63
有価証券	66
為替業務等	67
平均残高・利回り等	67
共済事業取扱実績等	70
経済事業取扱実績等	71
連結情報	73
組合及びその子会社等の概況に関する事項	73
組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの	74
直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの	75
連結貸借対照表 (令和5年度) (令和4年度)	75
連結損益計算書 (令和5年度) (令和4年度)	76
連結剰余金計算書 (令和5年度) (令和4年度)	77
連結注記表 (令和5年度) (令和4年度)	78
連結の範囲に関する事項	87
連結自己資本の充実の状況	87
自己資本の充実度に関する事項	88
信用リスクに関する事項	90
信用リスク削減手法に関する事項	92
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	92
証券化エクスポージャーに関する事項	92
オペレーショナル・リスクに関する事項	92
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	92
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	93
金利リスクに関する事項	93

# 貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和5年度 (令和6年2月29日 現在)	令和4年度 (令和5年2月28日 現在)	科目	令和5年度 (令和6年2月29日 現在)	令和4年度 (令和5年2月28日 現在)
(資産の部)			(負債の部)		
<b>1 信用事業資産</b>	<b>69,390,192</b>	<b>70,474,548</b>	<b>1 信用事業負債</b>	<b>69,449,213</b>	<b>70,579,481</b>
(1)現金	435,681	338,599	(1)貯金	69,265,210	70,367,301
(2)預金	56,941,631	58,737,840	(2)借入金	971	1,219
系統預金	56,441,618	58,237,827	(3)その他の信用事業負債	183,030	210,961
系統外預金	500,012	500,013	未払費用	16,260	16,373
(3)有価証券	3,238,157	2,589,209	その他の負債	166,770	194,588
国債	2,943,527	2,589,209	<b>2 共済事業負債</b>	<b>250,514</b>	<b>245,901</b>
地方債	195,670	-	(1)共済資金	155,636	149,759
社債	98,960	-	(2)未経過共済功収入	90,097	92,760
(4)貸出金	8,772,997	8,813,441	(3)共済未払費用	3,973	3,328
(5)その他の信用事業資産	56,852	53,963	(4)その他の共済事業負債	807	52
未収収益	48,108	45,795	<b>3 経済事業負債</b>	<b>67,053</b>	<b>89,962</b>
その他の資産	8,743	8,168	(1)経済事業未払金	60,562	82,637
(6)貸倒引当金	△55,127	△58,506	(2)経済証券債務	356	539
<b>2 共済事業資産</b>	<b>21,189</b>	<b>23,433</b>	(3)その他の経済事業負債	6,135	6,784
(1)その他の共済事業資産	21,189	23,433	<b>4 雑負債</b>	<b>131,544</b>	<b>101,292</b>
<b>3 経済事業資産</b>	<b>336,740</b>	<b>354,005</b>	(1)未払法人税等	3,178	1,336
(1)経済事業未収金	192,878	207,879	(2)資産除去債務	37,511	34,56
(2)経済証券債務	5,531	5,412	(3)その他の負債	90,853	96,499
(3)棚卸資産	110,453	108,934	<b>5 諸引当金</b>	<b>235,974</b>	<b>227,775</b>
購置品	80,206	81,655	(1)賞与引当金	38,134	45,058
その他の棚卸資産	30,247	27,278	(2)退職引当金	170,647	162,335
(4)その他の経済事業資産	40,772	41,040	(3)役員退職労引当金	27,192	20,382
(5)貸倒引当金	△12,896	△9,260	<b>6 繰引当金負債</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>4 雑資産</b>	<b>314,847</b>	<b>321,586</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>70,134,299</b>	<b>71,244,412</b>
(1)雑資産	314,847	321,586	(純資産の部)		
<b>5 固定資産</b>	<b>1,064,963</b>	<b>1,104,143</b>	<b>1 組合員資本</b>	<b>4,297,650</b>	<b>4,293,581</b>
(1)有形固定資産	1,064,640	1,103,674	(1)出資金	845,709	869,190
建物	2,436,993	2,438,214	(2)利益剰余金	3,462,306	3,435,996
構築物	243,397	243,053	利益準備金	1,200,000	1,190,000
機械装置	225,984	223,812	その他利益剰余金	2,262,306	2,245,996
土地	117,042	117,042	教育積立金	185,000	185,000
リース資産	8,318	-	健康・福祉積立金	365,000	365,000
その他の有形固定資産	535,339	522,606	情報機器積立金	181,000	181,000
減価償却累計額	△2,502,434	△2,444,105	事業基金増げ積立金	820,000	800,000
(2)無形固定資産	323	469	施設整備積立金	427,849	427,849
その他の無形固定資産	323	469	指導・新卒研修積立金	32,259	32,259
<b>6 外部出資</b>	<b>3,078,302</b>	<b>3,078,302</b>	税効果繰上積立金	92,818	98,976
(1)外部出資	3,078,302	3,078,302	当期末処分剰余金	158,379	155,912
系統出資	2,838,344	2,838,344	(うち当期末剰余金)	(30,594)	(48,426)
系統外出資	234,095	234,095	(会計方針の変更による累増償還額)	-	(2,917)
子会社等出資	5,862	5,862	(3)処分未済等	△10,365	△11,605
<b>7 繰引当金資産</b>	<b>92,818</b>	<b>98,976</b>	<b>2 評価・換算差額等</b>	<b>△132,895</b>	<b>△82,998</b>
			(1)その他有価証券評価差額金	△132,895	△82,998
			<b>純資産の部合計</b>	<b>4,164,755</b>	<b>4,210,583</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>74,299,054</b>	<b>75,454,996</b>	<b>負債及純資産の部合計</b>	<b>74,299,054</b>	<b>75,454,996</b>

# 損益計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度 (令和5年3月1日から 令和6年2月29日まで)	令和4年度 (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)	科目	令和5年度 (令和5年3月1日から 令和6年2月29日まで)	令和4年度 (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)
<b>1. 事業総利益</b>	<b>1,047,903</b>	<b>1,093,789</b>	(15) 旅行事業収益	34	1
事業収益	2,377,389	2,499,369	(16) 旅行事業費用	—	—
事業費用	1,329,486	1,405,579	旅行事業総利益	<b>34</b>	<b>1</b>
(1) 信用事業収益	549,701	548,423	(17) 歯科診療事業収益	35,725	36,017
資金運用収益	492,137	505,910	(18) 歯科診療事業費用	32,666	33,530
(うち預金利息)	(287,025)	(291,096)	歯科診療事業総利益	3,058	<b>2,487</b>
(うち有価証券利息)	(29,462)	(26,512)	(19) 介護保険事業収益	44,089	49,497
(うち貸出金利息)	(96,011)	(94,472)	(20) 介護保険事業費用	32,755	35,388
(うちその他受入利息)	(79,638)	(93,830)	介護保険事業総利益	11,334	<b>14,109</b>
役員報酬収益	34,104	33,453	(21) その他経営事業収益	484	559
その他事業収益	66	—	(22) その他経営事業費用	—	—
その他総収益	23,392	9,059	その他経営事業総利益	<b>484</b>	<b>559</b>
(2) 信用事業費用	97,315	97,906	(23) 指導事業収入	10,301	12,507
資金調達費用	6,831	8,652	(24) 指導事業費用	16,886	17,150
(うち貯金利息)	(6,700)	(8,444)	指導事業収支差額	<b>△6,584</b>	<b>△4,643</b>
(うち給付補填金繰入)	(103)	(152)	<b>2. 事業管理費</b>	<b>1,026,423</b>	<b>1,071,818</b>
(うち借入金利息)	(25)	(31)	(1) 人件費	764,917	802,076
(うちその他支払利息)	0	(24)	(2) 業務費	63,187	67,685
役員報酬費用	11,327	11,516	(3) 諸税負担金	35,911	36,295
その他総費用	79,156	77,737	(4) 施設費	151,218	158,280
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,379)	(△5,386)	(5) その他事業管理費	6,188	7,480
信用事業総利益	<b>452,386</b>	<b>450,516</b>	事業利益	<b>21,479</b>	<b>21,971</b>
(3) 共済事業収益	338,491	370,277	<b>3. 事業外収益</b>	<b>107,022</b>	<b>113,566</b>
共済引当収入	321,919	347,071	(1) 受取利息	1,285	1,371
その他の収益	16,571	23,206	(2) 受取仕入掛金	40,186	46,607
(4) 共済事業費用	22,475	23,530	(3) 賞状料	1,512	1,662
共済保全費	11,596	12,674	(4) 償却費	120	199
その他の費用	10,878	10,855	(5) Aコープ関連収益	50,789	53,105
共済事業総利益	<b>316,016</b>	<b>346,747</b>	(6) 雑収入	13,128	10,619
(5) 購買事業収益	1,313,542	1,402,435	<b>4. 事業外費用</b>	<b>46,910</b>	<b>47,233</b>
購買品供給高	1,218,387	1,332,299	(1) 寄付金	13	9
購買手数料	44,230	31,670	(2) Aコープ関連費用	33,055	32,251
修理サービス料	2,367	2,709	(3) 雑損失	13,841	14,972
その他の収益	48,557	35,756	総務利益	<b>81,591</b>	<b>88,304</b>
(6) 購買事業費用	1,076,373	1,154,141	<b>5. 特別利益</b>	<b>2,962</b>	<b>3,919</b>
購買品供給原価	962,170	1,039,201	(1) 固定資産処分益	2,962	1,519
購買品供給費	93,884	95,895	(2) 一般積立金	(—)	2,400
その他の費用	20,317	19,044	<b>6. 特別損失</b>	<b>41,332</b>	<b>35,402</b>
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△344)	(1) 固定資産処分損	2,904	1,790
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,302)	(—)	(2) 固定資産圧迫費	(—)	2,400
購買事業総利益	<b>237,169</b>	<b>248,293</b>	(3) 減価損失	38,427	4,072
(7) 販売事業収益	42,902	44,811	(4) 退職者補助金	(—)	27,139
販売品販売高	5,077	5,838	税引前営業利益	<b>43,221</b>	<b>56,822</b>
販売手数料	25,553	26,666	法人税・住民税及び事業税	6,469	1,336
その他の収益	12,271	12,307	法人税等調整額	6,157	7,059
(8) 販売事業費用	10,106	7,426	法人税等合計	<b>12,627</b>	<b>8,395</b>
販売品販売原価	4,402	4,992	当期繰上金	<b>30,594</b>	<b>48,426</b>
販売費	3,287	2,302	当期繰上金	<b>121,627</b>	<b>96,393</b>
その他の費用	2,416	130	会計方針の変更による累積的影響額	(—)	2,917
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,343)	(29)	繰上金調整後当期繰上金	(—)	99,310
販売事業総利益	<b>32,796</b>	<b>37,385</b>	税引前繰上金	<b>6,157</b>	<b>8,174</b>
(9) 保管事業収益	597	458	当期繰上金	<b>158,379</b>	<b>155,912</b>
(10) 保管事業費用	331	369			
保管事業総利益	<b>266</b>	<b>89</b>			
(11) 加工事業収益	10,832	13,860			
(12) 加工事業費用	10,722	12,739			
加工事業総利益	<b>109</b>	<b>1,121</b>			
(13) 利用事業収益	84,805	106,191			
(14) 利用事業費用	83,973	109,069			
利用事業総利益	<b>832</b>	<b>△2,878</b>			

# 注記表

## 令和5年度

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券（株式併外の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)
  - ② 子会社株式……移動平均法による原価法
  - ③ その他有価証券
    - ・ 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
- (評価差額は全額除資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・ 時価のないもの：移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 購買品（農機具等）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ 購買品（小売店舗用品・部品等）……売価還元法による低価法
- ④ その他の棚卸資産（半製品、仕掛品）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ⑤ その他の棚卸資産（棚卸家畜）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
  - 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
- ② 無形固定資産
  - 定額法を採用しています。
  - なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- ③ リース資産
  - リース期間を利用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (4) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資課等が資産査定を実施し、当協理者から独立した監査室が査定結果を監査しています。

#### (5) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

#### (6) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 令和4年度

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券（株式併外の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)
  - ② 子会社株式……移動平均法による原価法
  - ③ その他有価証券
    - ・ 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
- (評価差額は全額除資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・ 時価のないもの：移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 購買品（農機具等）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ③ 購買品（小売店舗用品・部品等）……売価還元法による低価法
- ④ その他の棚卸資産（半製品、仕掛品）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ⑤ その他の棚卸資産（棚卸家畜）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
  - 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
- ② 無形固定資産
  - 定額法を採用しています。
  - なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

#### (4) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資課等が資産査定を実施し、当協理者から独立した監査室が査定結果を監査しております。

#### (5) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

#### (6) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (7) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(8) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

畜産支援センター・和牛繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保冷冷蔵車等の共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

④ 介護保険事業

要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

⑤ 歯科診療事業

通常の歯科診療に加えて、訪問診療による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しています。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内訳明記の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内訳明記も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 会計方針の変更に関する注記

(1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(8) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支拂い利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当効時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

畜産支援センター・和牛繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保冷冷蔵車等の共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当効時点で収益を認識しております。

④ 介護保険事業

要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しております。

⑤ 歯科診療事業

通常の歯科診療に加えて、訪問診療による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当効時点で収益を認識しております。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内訳明記の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内訳明記も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(1) 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支拂い利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって勘定の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対面の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

② LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検日日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検日日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は、2,917千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が335,256千円、事業費用が335,132千円、事業利益、経常利益及び当期首前当損利益が1,23千円それぞれ減少しております。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産98,872千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税率改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮引金額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引金額は226,419千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種 類	圧縮引金額
建 物	134,669千円
構 築 物	7,558千円
機械装置	71,180千円
土 地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 14,603千円  
子会社等に対する金銭債務の総額 8,751千円

(4) 役員との間の取組による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 一千円  
理事、監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は73,755千円、危険債権額は72,194千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。債権のうち、三月以上延滞債権は該当ありません。貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払いの猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は145,950千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取組高の総額

子会社等との取組による収益総額 18,248千円  
うち事業取組高 18,048千円  
うち事業取組以外の取組高 200千円  
子会社等との取組による費用総額 13,095千円  
うち事業取組高 1,948千円  
うち事業取組以外の取組高 11,146千円

(2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める総論的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 104,898千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税率改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮引金額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引金額は226,419千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種 類	圧縮引金額
建 物	134,669千円
構 築 物	7,558千円
機械装置	71,180千円
土 地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 17,199千円  
子会社等に対する金銭債務の総額 10,323千円

(4) 役員との間の取組による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 一千円  
理事、監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は82,427千円、危険債権額は72,879千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。債権のうち、三月以上延滞債権は該当ありません。貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払いの猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は155,306千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取組高の総額

子会社等との取組による収益総額 17,434千円  
うち事業取組高 17,434千円  
うち事業取組以外の取組高 - 千円  
子会社等との取組による費用総額 13,697千円  
うち事業取組高 2,306千円  
うち事業取組以外の取組高 11,391千円

(2) 減員損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減員損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグループ化を実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設（王滝店・給油所・介護センター・歯科診療所）は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産（虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場）については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグループ化しています。

本所は、支所・店舗・各拠点を助言および統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与しており、全事業・拠点などの一般資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識しています。

農業関連施設（営農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンター〈育苗施設含む〉・畜産施設・製茶工場・予冷庫・漬物工場）は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域での生産者のみか利用する前提ではなく、機能的に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュフローの相互補完性があることから、支所に含めグループ化しています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループ化しています。

当事業年度に減員損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
旧上松支所	遊休	建物
旧野尻出張所	遊休	建物
旧培養センター	遊休	建物・構築物

② 減員損失の認識に至った経緯

遊休資産については回収可能価額を評価し、帳簿価額との差額を減員損失として認識しました。

③ 減員損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減員損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合計	建物	構築物
旧上松支所	34,579	34,579	-
旧野尻出張所	782	782	-
旧培養センター	3,065	2,935	130
合計	38,427	38,297	130

④ 回収可能価額の算定方法

旧上松支所、旧野尻出張所、旧培養センターの固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産簿価額に基づき算定しています。

VI 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付し、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融動向の変化に機敏に対応できる柔軟な現務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っ

(2) 減員損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減員損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグループ化を実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設（王滝店・給油所・介護センター・歯科診療所）は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産（虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場）については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグループ化しています。

本所は、支所・店舗・各拠点を助言および統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与しており、全事業・拠点などの一般資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識しております。

農業関連施設（営農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンター〈育苗施設含む〉・畜産施設・製茶工場・予冷庫・漬物工場）は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域での生産者のみか利用する前提ではなく、機能的に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュフローの相互補完性があることから、支所に含めグループ化しています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループ化しています。

当事業年度に減員損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
旧本所事務所	遊休	土地・建物

② 減員損失の認識に至った経緯

旧本所は、農業生活部移転（令和4年11月14日）完了により遊休状態となり、今後、事業資産として使用する見込みがなく解体に向けた検討を開始しており、また、遊休資産として早期処分対象であることから、処分可能価額を評価しその差額を減員損失として認識しました。

③ 減員損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減員損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合計	建物	土地
旧本所事務所	4,072	844	3,227
合計	4,072	844	3,227

④ 回収可能価額の算定方法

旧本所固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産簿価額に基づき算定されています。

VI 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付し、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融動向の変化に機敏に対応できる柔軟な現務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っ

令和5年度

ています。運用指印が行った取引についてはリスク管理指印が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)  
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が53,301千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性ががあります。

c) 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に対応を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等  
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	56,941,631	56,850,338	△91,292
	56,441,631	56,390,775	△50,855
	500,000	459,563	△40,436
有価証券			
満期保有目的の債券	496,697	537,400	40,702
その他有価証券	2,741,460	2,741,460	—
貸出金	8,772,997		
貸倒引当金(※1)	△55,127		
貸倒引当金控除後	8,717,870	8,628,715	△89,154
資産計	68,897,659	68,757,914	△139,744
貯金	69,265,210	69,222,602	△42,608
負債計	69,265,210	69,222,602	△42,608

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】  
a) 預金  
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。系統外預金のデリバティブを内包した期日前繰上償還付預金は、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

b) 有価証券及び外借出資  
有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

c) 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】  
a) 貯金  
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外借出資	3,078,302

令和4年度

ています。運用指印が行った取引についてはリスク管理指印が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)  
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が34,846千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性ががあります。

c) 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に対応を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等  
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	58,737,840	58,724,606	△13,234
有価証券			
満期保有目的の債券	996,109	1,041,900	45,790
その他有価証券	1,593,100	1,593,100	—
貸出金	8,813,441		
貸倒引当金(※1)	△58,506		
貸倒引当金控除後	8,754,935	8,727,564	△27,371
資産計	70,081,986	70,087,170	5,184
貯金	70,367,301	70,339,489	△27,811
負債計	70,367,301	70,339,489	△27,811

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】  
a) 預金  
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b) 有価証券及び外借出資  
債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

c) 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】  
a) 貯金  
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外借出資	3,078,302

令和5年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貸付	55,441,631	-	-	-	-	500,000
貸付対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	-	-	-	-	-	500,000
満期保有目的の債券のうち償却のあるもの	-	-	-	-	-	2,900,000
貸付金(*12)	1,164,990	733,595	629,797	535,776	458,842	522,315
合計	57,606,624	733,595	629,797	535,776	458,842	912,315

(\*1) 貸出金のうち、貸付対照表上の当座貸越281,711千円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等26,835千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
借入金(*1)	63,452,438	3,006,613	2,088,883	434,440	285,809	47,025
合計	63,452,438	3,006,613	2,088,883	434,440	285,809	47,025

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸付対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸付対照表計上額	時価	差額
時価が貸付対照表計上額を超えるもの	国債	496,697	537,400	40,702
合計		496,697	537,400	40,702

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸付対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸付対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸付対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	830,520	801,129	29,390
	地方債	101,980	100,000	1,980
	小計	932,500	901,129	31,370
貸付対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,616,310	1,773,226	△156,916
	地方債	93,690	100,000	△6,310
	社債	98,960	100,000	△1,040
小計	1,808,960	1,973,226	△164,266	
合計	2,741,460	2,874,355	△132,895	

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的の変更となった有価証券はありません。

令和4年度

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貸付	58,237,840	-	-	-	-	500,000
貸付対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	500,000	-	-	-	-	500,000
満期保有目的の債券のうち償却のあるもの	-	-	-	-	-	1,700,000
貸付金(*12)	1,217,996	776,420	716,283	632,562	535,144	4,896,418
合計	59,955,834	776,420	716,283	632,562	535,144	7,596,418

(\*1) 貸出金のうち、貸付対照表上の当座貸越291,782千円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等38,617千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
借入金(*1)	63,124,280	4,313,719	2,095,916	355,059	434,065	44,259
合計	63,124,280	4,313,719	2,095,916	355,059	434,065	44,259

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸付対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸付対照表計上額	時価	差額
時価が貸付対照表計上額を超えるもの	国債	996,109	1,041,900	45,790
合計		996,109	1,041,900	45,790

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸付対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

		貸付対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸付対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	329,190	303,030	26,159
	国債	1,263,910	1,373,067	△109,157
合計		1,593,100	1,676,098	△82,998

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的の変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、5,737千円減価処理を行っています。

子会社(木曾地蔵炭興株式会社)への出資について、含み損益を考慮した実額修正を行った上で実質価額を算定した結果、当該外部出資の実質価額が取得価額に比べて著しく下落したため減価処理をしています。

令和5年度

Ⅷ 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付金庫に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

Table with 2 columns: Item, Amount. Items include 期首における退職給付引当金, 退職給付費用, 退職給付の支払額, 特定退職金共済制度への拠出金.

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

Table with 2 columns: Item, Amount. Items include 退職給付債務, 特定退職金共済制度, 未積立退職給付債務, 退職給付引当金.

④ 退職給付に関連する損益

Table with 2 columns: Item, Amount. Items include 簡便法で計算した退職給付費用, 出向者に係る出向先負担等, 合計.

(2) 特別業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(旧第57条)に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金9,546千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、75,449千円となっています。

Ⅸ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

Table showing deferred tax assets and liabilities with items like 貸倒引当金超過額, 退職給付引当金, 役員退任慰労引当金, etc.

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

Table showing effective tax rate and reasons for differences, including 交際費等永久に損金に算入されない項目, 寄付金等永久に損金に算入されない項目, etc.

X 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(8)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和4年度

Ⅷ 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付金庫に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

Table with 2 columns: Item, Amount. Items include 期首における退職給付引当金, 退職給付費用, 退職給付の支払額, 特定退職金共済制度への拠出金.

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

Table with 2 columns: Item, Amount. Items include 退職給付債務, 特定退職金共済制度, 未積立退職給付債務, 退職給付引当金.

④ 退職給付に関連する損益

Table with 2 columns: Item, Amount. Items include 簡便法で計算した退職給付費用, 出向者に係る出向先負担等, 合計.

(2) 特別業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(旧第57条)に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金9,575千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、91,318千円となっています。

Ⅸ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

Table showing deferred tax assets and liabilities with items like 貸倒引当金超過額, 退職給付引当金, 役員退任慰労引当金, etc.

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

Table showing effective tax rate and reasons for differences, including 子会社株式の減損損失, 交際費等永久に損金に算入されない項目, etc.

X 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(8)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0~3年、割引率は0.0%を採用しています。なお、当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、従来の見積額を超過する見込みが明らかになったことから、見積もりの変更による増額として変更前の資産除去債務残高に34,055千円加算しています。なお、当該資産は遊休状態にあることから、当期の減損損失に計上しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,456千円
見積もりの変更による増額	34,055千円
期末残高	37,511千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、一部施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

XI その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年、割引率は0.0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,456千円
資産除去債務発生による増額	—
期末残高	3,456千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 剰余金処分計算書

令和5年度

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	158,379,549
2. 剰余金処分額	24,181,269
(1) 利益準備金	10,000,000
(2) 任意積立金	24,181,269
事業基盤強化積立金	10,000,000
(3) 出資配当金	4,181,269
3. 次期繰越剰余金	134,198,280

- (注) 1 出資配当は年0.5%の割合です。ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算です。  
 (注) 2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は、次の通りです。  
 なお、積立基準は未処分剰余金のうち利益準備金及び次期繰越剰余金等、法で定められている必要額を控除後、必要に応じて目標額を積み立てることとしています。  
 3 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額5,000千円が含まれています。

令和4年度

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	155,912,100
2. 剰余金処分額	34,285,031
(1) 利益準備金	10,000,000
(2) 任意積立金	20,000,000
事業基盤強化積立金	20,000,000
(3) 出資配当金	4,285,031
3. 次期繰越剰余金	121,627,069

- (注) 1 出資配当は年0.5%の割合です。ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算です。  
 2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は、次の通りです。  
 なお、積立基準は未処分剰余金のうち利益準備金及び次期繰越剰余金等、法で定められている必要額を控除後、必要に応じて目標額を積み立てることとしています。  
 3 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額5,000千円が含まれています。

種 類	積立目的	目標額	積立基準	取崩基準
教育積立金	JAの組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため	3億円	各事業年度の剰余金等により積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
健康・福祉積立金	JAが進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため	7億円	各事業年度の剰余金等により積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
情報施設積立金	組合員に対する新しいサービスの提供並びに事業の継続性と信頼性を確保するための新たな情報化投資等への整備に資するため	2億8千万円	各事業年度の剰余金より積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
事業基盤強化積立金	組合の事業の改善発達のため、新規事業開発に対する支出、会計整備・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出等に充てるため	15億円	事業基盤（経営基盤）強化に要する資金を計画的に積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。
施設整備積立金		5億円	施設等の取得および処分に要する資金を計画的に積立てる。	
指導、新規開発積立金		指導事業等に必要なとする額	指導事業及び新規開発事業に要する資金を計画的に積立てる。	
税効果調整積立金	組合の事業の改善発達のため、繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取崩しにかかる支出等に充てるため	当期に発生した法人税等調整額の残高全額	当期に発生した法人税等調整額の残高全額を積立てる。	理事会の決議等を経て取崩す。

## 部門別損益計算書

令和5年度（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	2,431,508	549,701	338,491	631,919	902,161	9,234	/
事業費用 ②	1,383,605	97,315	22,475	537,323	711,342	15,149	/
事業総利益 (①-②) ③	1,047,903	452,386	316,016	94,595	190,819	△5,914	/
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費 ⑤')	1,026,423 (74,400) (764,917)	354,250 (25,898) (263,034)	210,496 (7,821) (169,909)	214,968 (30,392) (143,006)	206,214 (9,481) (157,667)	40,493 (805) (31,299)	/
*うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費 ⑦) (うち人件費 ⑦')	/	86,477 (4,014) (38,049)	53,270 (2,472) (23,438)	56,445 (2,620) (24,835)	57,309 (2,660) (25,215)	6,745 (313) (2,697)	△260,247 (△12,080) (△114,505)
事業利益 (③-④) ⑧	21,479	98,135	105,519	△120,372	△15,394	△46,407	/
事業外収益 ⑨	107,022	32,030	19,594	22,313	30,600	2,483	/
*うち共通分	/	31,737	19,550	20,715	21,032	2,475	△95,510
事業外費用 ⑩	46,910	3,912	2,409	4,001	36,281	305	/
*うち共通分	/	3,912	2,409	2,553	2,592	305	△11,773
経常利益 (⑧+⑨-⑩) ⑬	81,591	126,253	122,703	△102,060	△21,075	△44,229	/
特別利益 ⑭	2,962	-	-	2,962	-	-	/
*うち共通分 ⑮	/	-	-	-	-	-	/
特別損失 ⑯	41,332	14,219	7,974	8,424	9,715	999	/
*うち共通分	/	12,808	7,889	8,360	8,488	999	△38,545
税引前当損利益 (⑬+⑭-⑯) ⑰	43,221	112,033	114,729	△107,522	△30,790	△45,228	/
営農指導事業分配賦額 ⑱	/	8,487	8,417	24,533	3,789	△45,228	/
税引前当損利益(⑰-⑱) ⑳	43,221	103,546	106,311	△132,055	△34,580	/	/

\*⑥、⑩、⑮、⑰、⑱は、各事業に直課できない部分です。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 (人頭割+事業管理費割(人件費を除く)+事業総利益割) ÷ 3
- (2) 営農指導事業 (農業事業関連+事業総利益割) ÷ 2

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導事業	計
共通管理費	33.23	20.47	21.69	22.02	2.59	100.00
営農指導事業	18.77	18.61	54.24	8.38	/	100.00

上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益54,119千円、事業費用54,119千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

## 部門別損益計算書

令和4年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	2,585,043	548,423	370,277	704,073	949,826	12,442	/
事業費用 ②	1,491,253	97,906	23,530	605,961	748,464	15,390	/
事業総利益 (①-②) ③	1,093,789	450,516	346,747	98,111	201,361	△2,947	/
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費 ⑤')	1,071,818 (74,909) (802,076)	382,657 (26,026) (288,113)	216,470 (9,545) (174,350)	220,603 (30,199) (147,109)	206,828 (8,386) (158,064)	45,258 (751) (34,438)	/
*うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費 ⑦) (うち人件費 ⑦')	/	99,547 (5,668) (46,088)	55,398 (3,154) (25,648)	62,970 (3,585) (29,154)	62,707 (3,570) (29,032)	8,363 (476) (3,872)	△288,986 (△16,454) (△133,795)
事業利益 (③-④) ⑧	21,971	67,859	130,276	△122,491	△5,466	△48,206	/
事業外収益 ⑨	113,566	34,363	18,988	23,307	34,036	2,870	/
*うち共通分 ⑩	/	33,984	18,912	21,497	21,407	2,855	△98,658
事業外費用 ⑪	47,233	4,897	2,725	3,098	36,100	411	/
*うち共通分 ⑫	/	4,896	2,724	3,097	3,084	411	△14,214
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	88,304	97,325	146,540	△102,282	△7,531	△45,747	/
特別利益 ⑭	3,919	62	34	3,777	39	5	/
*うち共通分 ⑮	/	62	34	39	39	5	△181
特別損失 ⑯	35,402	11,360	6,322	9,609	7,156	954	/
*うち共通分 ⑰	/	11,360	6,322	7,186	7,156	954	△32,978
税引前当期末利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	56,822	86,028	140,253	△108,114	△14,648	△46,696	/
営農指導事業分酒税控額 ⑲	/	9,459	7,210	25,572	4,453	△46,696	/
営農指導事業分酒税控後 税引前当期末利益(⑱-⑲) ⑳	56,822	76,568	133,042	△133,686	△19,102	/	/

\*⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分です。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への酒税控基準等

- (1) 共通管理費等 (人頭割+事業管理費割(人件費を除く)+事業総利益割) ÷ 3
- (2) 営農指導事業 (農業事業関連+事業総利益割) ÷ 2

2. 酒税控割合 (1の酒税控基準で算出した酒税控の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導事業	計
共通管理費	34.45	19.17	21.79	21.70	2.89	100.00
営農指導事業	20.26	15.44	54.76	9.54	/	100.00

上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益85,673千円、事業費用85,673千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

# 経費の内訳

(事業管理費の内訳)

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度	増 減
人 件 費	764	802	△37
うち給与手当	559	592	△33
うち福利・厚生費	109	116	△6
うち退職給付費用	44	48	△3
うちその他人件費	44	44	0
物 件 費	261	269	△8
うち業務費	68	67	0
うち諸税負担金	35	36	0
うち施設費	151	161	△10
うちその他管理費	6	4	△2

## 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

令和6年5月24日

木曾農業協同組合

代表理事組合長

田屋万芳 

代表理事専務理事（財務担当）

青木一彦 

## 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# 自己資本の充実の状況

## 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年2月末における自己資本比率は、18.04%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	木曽農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	845百万円（前年度869百万円）

当JAは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,293	4,289
うち、出資金及び資本準備金の額	845	869
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	3,462	3,435
うち、外部流出予定額（△）	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	△10	△11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	0
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回轉出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の割増に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	4,295	4,289
コア資本調整にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0	0
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,295	4,289
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	21,652	21,977
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,153	2,234
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	23,805	24,211
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	18.04%	17.71%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

◆ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	433	-	-	336	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,080	-	-	2,680	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,017	-	-	2,537	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	100	10	0	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	58,668	11,733	469	59,962	11,992	479
法人等向け	159	97	3	177	108	4
中小企業等向け及び個人向け	541	177	7	531	182	7
抵当権付住宅ローン	318	84	3	323	82	3
不動産取得等事業向け	46	46	1	50	50	2
三月以上延滞等	48	4	0	57	17	0
取立未済手形	7	1	0	6	1	0
信用保証協会等保証付	3,788	372	14	3,598	353	14
株式会社世帯経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	456	456	18	456	456	18
（うち出資等のエクスポージャー）	456	456	18	456	456	18
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	4,826	8,667	346	4,885	8,731	349
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,621	6,554	262	2,621	6,554	262
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	92	232	9	99	247	9
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,111	1,881	75	2,164	1,929	77
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	74,493	21,652	866	75,605	21,977	879
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-

中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	74,493	21,652	866	75,605	21,977
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$	
	2,153	86	2,234	89	
所要自己資本総額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	a	$b = a \times 4\%$	a	$b = a \times 4\%$	
	23,805	952	24,211	968	

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものとは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 信用リスクに関する事項

### ◆ 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)	株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)	
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

### ◆ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	令和5年度				令和4年度					
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	74,493	8,783	3,381	-	48	75,605	8,823	2,680	-	57	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	74,493	8,783	3,381	-	48	75,605	8,823	2,680	-	57	
法人	農業	11	5	-	-	6	18	11	-	-	7
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-
	製造業	126	126	-	-	0	132	131	-	-	0
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	17	17	-	-	-	8	8	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	61,584	1,701	100	-	-	62,776	1,200	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	93	87	-	-	26	119	113	-	-	26
	日本国政府・地方公共団体	5,097	1,816	3,280	-	-	5,218	2,537	2,680	-	-
上記以外	275	11	-	-	0	279	15	-	-	0	
個人	5,207	5,016	-	-	15	4,810	4,804	-	-	23	
その他	2,078	0	-	-	-	2,241	-	-	-	-	
業種別残高計	74,493	8,783	3,381	-	48	75,605	8,823	2,680	-	57	
1年以下	56,786	321	-	-	-	59,120	358	502	-	-	
1年超3年以下	409	409	-	-	-	378	378	-	-	-	
3年超5年以下	633	633	-	-	-	798	798	-	-	-	
5年超7年以下	1,205	707	498	-	-	597	597	-	-	-	
7年超10年以下	1,296	991	304	-	-	2,061	1,564	497	-	-	
10年超	8,566	5,485	2,578	-	-	7,095	4,911	1,681	-	-	
期限の定めのないもの	5,596	234	-	-	-	5,554	214	-	-	-	
残存期間別残高計	74,493	8,783	3,381	-	-	75,605	8,823	2,680	-	-	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能総額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和5年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	1	-	0	1	2	0	-	2	0
個別貸倒引当金	67	66	0	67	66	70	67	-	70	67

◆ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和5年度						令和4年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	67	66	0	67	66	-	70	67	-	70	67	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	67	66	0	67	66	-	70	67	-	70	67	-	
法人	農業	7	6	-	7	6	-	8	7	-	8	7	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	19	18	-	19	18	-	20	19	-	20	19	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	25	24	-	25	24	-	25	25	-	25	25	-
	上記以外	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
個人	15	17	0	15	17	-	15	15	-	15	15	-	
業種別計	67	66	-	67	66	-	70	67	-	70	67	-	

◆ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	-	5,923	5,923	-	5,966	5,966
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	3,898	3,898	-	3,614	3,614
	リスク・ウエイト20%	-	58,864	58,864	-	60,174	60,174
	リスク・ウエイト35%	-	189	189	-	182	182
	リスク・ウエイト50%	-	403	403	-	337	337
	リスク・ウエイト75%	-	70	70	-	75	75
	リスク・ウエイト100%	-	2,428	2,428	-	2,526	2,526
	リスク・ウエイト150%	-	0	0	-	9	9
	リスク・ウエイト250%	-	2,714	2,714	-	2,720	2,720
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウエイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	74,493	74,493	-	75,605	75,605

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な資産に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### ◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち 適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	17	-	13	-
中小企業等向け及び個人向け	13	310	10	313
抵当権住宅ローン	-	124	-	134
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	7	-	8
証券化	-	-	-	-
中央精算機関関連	-	-	-	-
上記以外	3	229	1	194
合計	34	672	25	650

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに分散化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際開発銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済引当・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ◆ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	3,078	3,078	3,078	3,078
合計	3,078	3,078	3,078	3,078

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

### ◆ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

### ◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

### ◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

## 金利リスクに関する事項

### ◆ 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇ リスク管理の方針および手続の概要

##### ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

##### ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

##### ・ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、四半期でIRRBを計測しています。

#### ◇ 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

##### ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

##### ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

##### ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

##### ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

##### ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

##### ・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

##### ・ 内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

##### ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

##### ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

### 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	526	372	1	6
2	下方パラレルシフト	0	0	13	10
3	スティープ化	683	530		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	121	97		
7	最大値	683	530	13	10
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,295		4,289	

- 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「ΔNI」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 信用事業取扱実績

## 貯金

### ◆ 科目別貯金残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和4年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	39,718	57.3%	40,099	56.9%	△381
当座貯金	130	0.3%	155	0.3%	△25
普通貯金	39,366	99.1%	39,714	99.0%	△347
貯蓄貯金	220	0.5%	229	0.5%	△8
通知貯金	-	-%	-	-%	-
定期性貯金	29,528	42.6%	30,250	42.9%	△722
定期貯金	29,086	98.5%	29,762	98.3%	△675
うち固定金利定期	29,079	99.9%	29,754	99.9%	△675
うち変動金利定期	7	0.0%	7	0.0%	0
定期積金	441	1.4%	488	1.6%	△47
その他の貯金	19	0.0%	17	0.0%	1
計	69,265	100.0%	70,367	100.0%	△1,102
譲渡性貯金	-	-%	-	-%	-
合計	69,265	100.0%	70,367	100.0%	△1,102

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 4. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

### ◆ 科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和4年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	41,633	58.0%	40,787	56.8%	846
定期性貯金	30,123	41.9%	30,915	43.0%	△791
その他の貯金	23	0.0%	72	0.1%	△48
計	71,781	100.0%	71,774	100.0%	6
譲渡性貯金	-	-%	-	-%	-
合計	71,781	100.0%	71,774	100.0%	6

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

## 貸出金

### ◆ 科目別・貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度	増 減
手形貸付金	41	45	△4
証書貸付金	6,750	7,276	△525
当座貸越	281	291	△10
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	1,700	1,200	500
合 計	8,772	8,813	△40
(うち農業近代化資金)	-	-	-
(うち日本政策金融公庫資金)	0	1	0

### ◆ 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度	増 減
手形貸付	45	45	0
証書貸付	6,931	7,414	△483
当座貸越	280	300	△19
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	1,563	1,153	409
合 計	8,821	8,914	△92

### ◆ 貸出金の金利条件別残高内訳

(単位：百万円)

	令和5年度		令和4年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
固定金利貸出	6,772	77.2%	7,162	81.2%	△389
変動金利貸出	1,999	22.7%	1,651	18.8%	349
合 計	8,772	100.0%	8,813	100.0%	△40

### ◆ 業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和4年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	187	2.1%	193	2.1%	△5
林業	357	4.0%	338	3.8%	18
水産業	1	0.0%	3	0.0%	△1
製造業	1,247	14.2%	1,149	13.0%	98
鉱業	1	0.0%	1	0.0%	0
建設業	859	9.7%	867	9.8%	△8
不動産業	6	0.0%	8	0.0%	△2
電気・ガス・熱供給・水道業	71	0.8%	87	0.9%	△15
運輸・通信業	323	3.6%	271	3.0%	51
卸売・小売業・飲食店	193	2.2%	190	2.1%	3
サービス業	1,021	11.6%	1,029	11.6%	△7
金融・保険業	1,819	20.7%	1,317	14.9%	501
地方公共団体	1,812	20.6%	2,531	28.7%	△719
その他	869	9.9%	823	9.3%	45
合 計	8,772	100.0%	8,813	100.0%	△40

◆ 主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和4年度	増減
農業	175	193	△17
穀作	2	6	△4
野菜・園芸	33	35	△2
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	66	60	5
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	73	90	△17
農業関連団体等	-	-	-
合計	175	193	△17

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他事業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。  
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別  
 <貸出金>

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和4年度	増減
プロパー資金	150	165	△15
農業制度資金	25	27	△2
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	25	27	△2
合計	175	193	△17

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和4年度	増減
日本政策金融公庫資金	0	1	0
合計	0	1	0

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

◆ 貯貸率・貯証率

(単位：%)

	令和5年度		令和4年度		増 減	
	期末	期中平均	期末	期中平均	期末	期中平均
貯貸率	12.6	12.2	12.5	12.4	0.1	△0.2
貯証率	4.6	3.8	3.6	3.4	1.0	0.4

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

◆ 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度		令和4年度		増 減
	金額	構成比	金額	構成比	
設備資金	5,084	58.0%	5,265	59.8%	△180
運転資金	3,685	42.0%	3,545	40.2%	140
合 計	8,772	100.0%	8,813	100.0%	△40

◆ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度	増 減
貯金等	270	272	△2
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	44	48	△3
その他の担保	161	176	△14
担保計	476	496	△20
農業信用基金協会保証	3,727	3,517	210
その他の保証	942	933	9
保証計	4,669	4,450	219
信用	3,626	3,866	△239
合 計	8,772	8,813	△40

◆ 債務保証見返額の担保別内訳  
該当ありません。

◆ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	73	26	4	43	73
	令和4年度	82	31	3	47	82
危険債権	令和5年度	72	59	2	9	72
	令和4年度	72	59	2	10	72
要管理債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和4年度	-	-	-	-	-
小計	令和5年度	145	86	6	53	145
	令和4年度	155	91	5	57	155
正常債権	令和5年度	8,636				
	令和4年度	8,667				
合計	令和5年度	8,782				
	令和4年度	8,822				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

◆ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況  
該当する取引はありません。

◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

「P. 57をご参照ください」

◆ 貸出金償却額

「P. 57をご参照ください」

## 有価証券

### ◆ 種類別・有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度	増減
国債	2,602	2,497	104
地方債	109	-	109
政府保証債	-	-	-
社債	46	-	46
株式	-	-	-
外国債券	-	-	-
その他証券	-	-	-
合計	2,758	2,497	261

(注) 貸付債券はありません。

### ◆ 商品有価証券種類別平均残高

商品有価証券は、取扱いがありません。

### ◆ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和5年度	国債	-	-	-	496	325	2,121	-	2,943
	地方債	-	-	-	-	-	195	-	195
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	98	-	98
	その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	国債	499	-	-	-	496	1,593	-	2,589
	地方債	-	-	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-

### ◆ 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

#### 1. 有価証券

##### (1) 有価証券の時価情報

- ・売買目的有価証券・・・・・・該当ありません。
- ・満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	時価	評価差額	貸借対照表 計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	496	537	40	996	1,041	45
	合計	496	537	40	996	1,041	45

- ・その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	830	801	29	329	303	26
	地方債	101	100	1			
	小計	932	901	31			
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,616	1,773	△156	1,263	1,373	△109
	地方債	93	100	△6			
	社債	98	100	△1			
合計	2,741	2,874	△132	1,593	1,676	△82	

その他有価証券のうち時価のあるものについては時価評価を行っております。

なお、令和5年度は、その他有価証券にかかる評価差額金△132,895千円を「その他有価証券評価差額金」として貸借対照表に表示しています。

なお、令和4年度は、その他有価証券にかかる評価差額金△82,998千円を「その他有価証券評価差額金」として貸借対照表に表示しています。

## (2) 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	令和5年度			令和4年度		
	売却原価	売却額	売却益	売却原価	売却額	売却益
国債	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

2. 金銭の信託・・・・・・・・・・・・・・・・取扱いをしていません。
3. デリバティブ取引等・・・・・・・・取扱いをしていません。
4. 金融等デリバティブ取引・・・・・・・・取扱いをしていません。

- ◆ 金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額  
該当取引はありません。
- ◆ 上場先物取引所にかかる未決済の先物取引契約の約定金額及びその時価  
該当取引はありません。

## 為替業務等

## ◆ 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

		令和5年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	(件数)	73,259	109,273	75,237	109,225
	(金額)	25,069	37,128	26,642	38,918
代金取立	(件数)	3	1	3	38
	(金額)	0	0	0	102
雑為替	(件数)	1,707	1,411	3,157	2,873
	(金額)	163	165	269	288
合計	(件数)	74,969	110,685	78,397	112,136
	(金額)	25,232	37,293	26,913	39,309

- ◆ 外国為替取扱実績 取扱いがありません。
- ◆ 外貨建資産残高 取扱いがありません。

## 平均残高・利回り等

## ◆ 利益総括表

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度	増減
資金運用収支	485	497	△11
役務取引等収支	22	21	0
その他信用事業収支	△55	△68	12
信用事業粗利益	508	519	△11
(信用事業粗利益率)	0.70%	0.72%	△0.01%
事業粗利益	1,100	1,167	△67
(事業粗利益率)	1.32%	1.38%	△0.06%
事業純益	73	96	△22
実質事業純益	73	96	△22
コア事業純益	73	96	△22
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	73	96	△22

◆ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	71,396	492	0.69%	71,242	505	0.71%
うち 預金	59,819	366	0.61%	59,833	384	0.64%
うち 有価証券	2,758	29	1.07%	2,497	26	1.06%
うち 貸出金	8,818	96	1.09%	8,910	94	1.05%
資金調達勘定	71,784	6	0.01%	71,777	8	0.01%
うち 貯金・定積	71,782	6	0.01%	71,775	8	0.01%
うち 借入金	1	0	1.69%	1	0	1.81%
総資金利ざや			0.31%			0.31%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）  
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金等が含まれています。

◆ 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△13	14
うち 貸出金	1	2
商品有価証券	-	-
有価証券	2	7
コールローン	-	-
買入手形	-	-
預け金	△18	4
支払利息	△1	△0
うち 貯金	△1	△0
譲渡性貯金	-	-
借入金	△0	△0
差引	△12	15

(注) 1. 増減額は前年度対比です。  
2. 受取利息の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金等が含まれています。

◆ 利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.10	0.11	0.01
資本経常利益率	1.89	2.06	0.17
総資産当期純利益率	0.03	0.06	△0.02
資本当期純利益率	0.711	1.13	△0.42

(注) 算出方法は以下のとおり  
1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高×100  
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 純資産勘定平均残高×100

◆ 預かり資産の状況

◆ ①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	-	-

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

◆ ②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和5年度	令和4年度
残高有り投資信託 口座数	-	-

## ◆ 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	1,253	1,230	1,161	1,093	1,047
信用事業収益	509	527	479	450	452
共済事業収益	421	386	383	346	316
農業関連事業収益	99	103	116	98	94
生活その他事業収益	230	220	189	201	190
営農指導事業収益	△7	△7	△7	△2	△5
経常利益	96	92	55	88	81
当期剰余金(注)	97	58	64	48	30
出資金	926	909	887	869	845
(出資口数)	(926,881)	(909,687)	(887,872)	(869,190)	(845,709)
純資産額	4,290	4,253	4,280	4,210	4,164
総資産額	73,447	73,888	75,401	75,454	74,299
貯金等残高	68,407	68,806	70,222	70,367	69,265
貸出金残高	9,368	7,950	7,787	8,813	8,772
有価証券残高	1,835	1,341	1,725	2,589	3,238
剰余金配当金額	4	4	-	4	4
・出資配当の額	4	4	-	4	4
・事業利用配当の額	-	-	-	-	-
職員数	162人	154人	153人	115人	109人
単体自己資本比率	16.52%	17.47%	17.32%	17.71%	18.04%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
2. 当期剰余金は、銀行等の当期剰余に相当するものです。  
3. 信託業務の取り扱いはありません。  
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## ◆ その他経営諸指標

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度
信用事業関係		
1 職員当たり貯金残高	2,067	2,033
1 店舗当たり貯金残高	17,316	17,591
1 職員当たり貸出金残高	868	979
1 店舗当たり貸出金残高	2,193	2,203
共済事業関係		
1 職員当たり長期共済保有高	1,781	1,765
1 店舗当たり長期共済保有高	48,537	50,765
経済事業関係		
1 職員当たり購買供給高	90	93
1 職員当たり販売品販売高	211	234
1 店舗当たり購買供給高	184	191

# 共済事業取扱実績等

## ◆ 長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	令和5年度		令和4年度		
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高	
生命系	終身共済	432	39,970	935	43,220
	定期生命共済	543	2,169	376	1,779
	養老生命共済	140	13,700	159	15,675
	(うちこども共済)	(88)	(5,992)	(79)	(6,472)
	医療共済	5	1,318	22	1,484
	がん共済	-	197	-	210
	定期医療共済	-	492	-	507
	介護共済	17	710	10	732
	年金共済	-	66	-	66
建物更生共済	7,058	135,523	8,385	139,383	
合計	8,196	194,150	9,889	203,061	

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期約金額等を含む))を記載しています。  
2. こども共済は、養老生命共済の内書として表示しています。

## ◆ 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和5年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	41	17,680	38	19,952
がん共済	185	8,513	180	8,693
定期医療共済	-	914	-	985
合計	226	27,108	218	29,631

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。  
なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を自動して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

## ◆ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和5年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	35,910	1,351,018	31,626	1,373,815
認知症共済	34,500	209,100	181,600	181,600
生活障害共済(一時金型)	70,000	463,600	85,500	416,400
生活障害共済(定期年金型)	21,400	127,560	19,460	109,960
特定重度疾病共済	56,000	572,100	92,700	544,600

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

## ◆ 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種類	令和5年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	22,510	1,309,778	51,595	1,392,666
年金開始後	-	664,898	-	704,719
合計	22,510	1,974,677	51,595	2,097,386

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

## ◆ 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

	令和5年度	令和4年度
火災共済(保障)	17,185,760	17,685,860
自動車共済	5,530台	5,694台
傷害共済(保障)	30,712,000	31,675,500
定額定期共済(保障)	24,000	28,000
賠償責任共済	217件	261件
自賠責共済	2,180台	2,213台

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

# 農業・生活その他事業取扱実績

## ◆ 購買事業取扱実績

生産資材 (単位：千円)

種 類	令和5年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
肥料	105,898	105,370
農薬	79,295	89,777
飼料	135,162	135,656
農業機械	84,128	48,626
その他	237,784	260,661
合 計	642,270	640,092

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

生活資材 (単位：千円)

種 類	令和5年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
食品	169,968	174,626
生活用品	183,087	192,527
燃料他	660,784	712,815
合 計	1,013,839	1,079,970

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

## ◆ 販売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
米	54,312	48,134
雑穀	12,888	16,015
園芸	525,225	511,718
水産	—	8,620
畜産	318,632	380,203
特産	5,077	5,838
その他	35,781	36,446
合 計	951,917	1,006,977

## ◆ 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和4年度
収益	597	458
費用	331	369
差引	266	89

## ◆ 指導事業収支の状況

(単位：千円)

科 目	支 出		科 目	収 入	
	令和5年度	令和4年度		令和5年度	令和4年度
営農改善費	12,640	13,242	負担金	1,096	1,149
生活改善費	442	444	補助金	4,076	5,146
農政活動費	828	849	実費収入	5,129	6,211
組織活動費	1,447	1,399	繰入金	47,077	54,089
教育情報費	165	91			
その他指導支出	1,361	1,124			
事業管理費	40,493	49,446			
合 計	57,379	66,595	合 計	57,379	66,595

## ◆ 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和5年度	令和4年度
きのこ培養	収益	58	12,035
	費用	1,555	21,072
	差引	△1,496	△9,036
予冷库	収益	12,590	14,406
	費用	9,888	12,484
	差引	2,701	1,920
育苗	収益	11,209	11,038
	費用	9,573	10,027
	差引	1,635	1,010
畜産支援施設	収益	26,375	33,435
	費用	29,091	31,522
	差引	△2,715	1,912
和牛繁殖センター	収益	10,098	11,703
	費用	13,305	13,287
	差引	△3,206	△1,584
ライスセンター	収益	16,517	15,558
	費用	12,654	12,746
	差引	3,862	2,811
その他利用	収益	7,955	8,015
	費用	7,904	7,929
	差引	51	86

## ◆ 加工事業

(単位：千円)

		令和5年度	令和4年度
精米	収益	724	789
	費用	440	475
	差引	283	314
漬物	収益	5,149	5,810
	費用	5,526	5,472
	差引	△376	338
茶	収益	4,957	7,260
	費用	4,756	6,792
	差引	201	468

## ◆ 福祉事業取扱実績

(単位：千円)

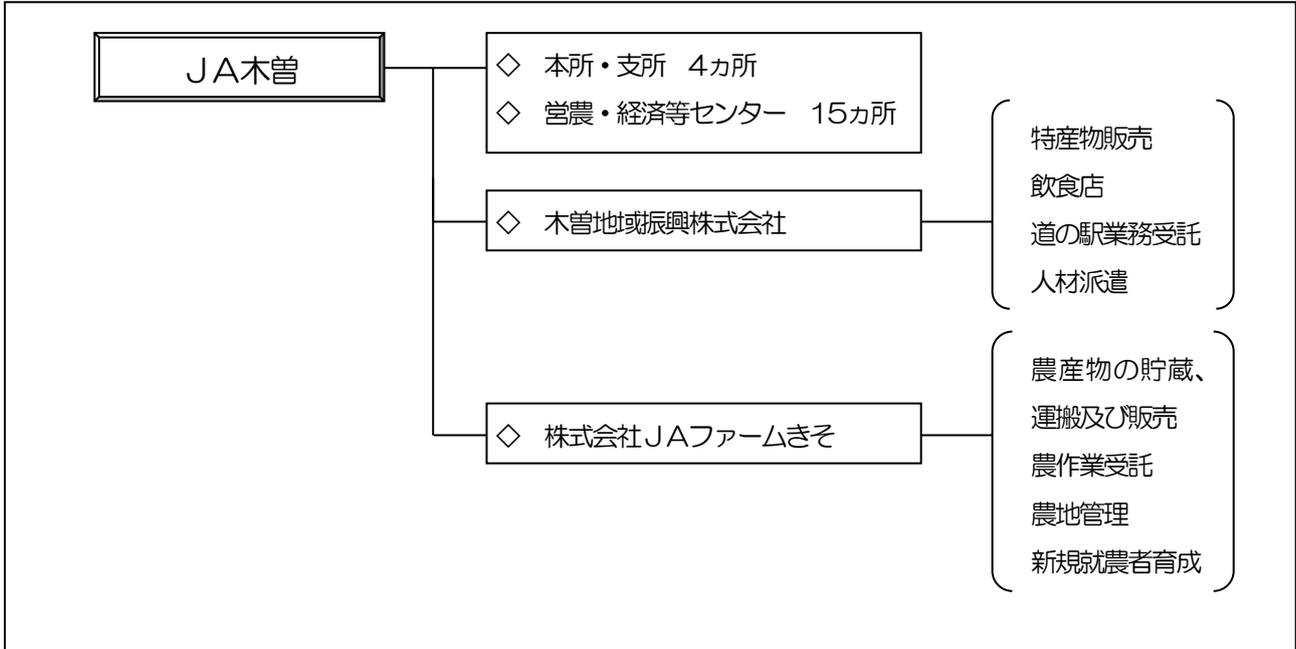
種類	令和5年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
介護	44,088	49,496
歯科	35,725	36,017
合計	79,813	85,513

# 連結情報

## 組合及びその子会社等の概況に関する事項

### ◆ 組合及びその子会社等の概要

J A木曾のグループは、当J A、子会社の木曾地或振興(株)、(株) J Aファームきそで構成されています。



### ◆ 組合の子会社等の概況

会社名	木曾地或振興株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地	木曾郡大桑村野尻160-27
設立年月	昭和62年12月
資本金又は出資金	11,600千円
事業の内容	特産物販売、飲食店、道の駅業務受託
当組合の議決権比率	100.0%
他の子会社等の議決権比率	-

### ◆ 組合の子会社等の概況

会社名	株式会社J Aファームきそ
主たる営業所又は事務所の所在地	木曾郡木曾町福島2800
設立年月	平成26年3月
資本金又は出資金	9,100千円
事業の内容	農業の経営・農業に係る共同利用施設の経営 農産物の貯蔵、運搬又は販売 農作業の受託及び農地管理 新規就農者の育成及び農業技能の研修
当組合の議決権比率	98.9%
他の子会社等の議決権比率	1.1%

## 組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの

### 直近の事業年度における事業の概況

当組合の令和5年度（第50期事業年度）の連結決算につきましては、子会社2社を連結しております。連結決算の内容は、連結経常利益80百万円、連結当期剰余金28百万円、連結純資産4,166百万円、連結総資産74,317百万円となりました。なお、新BIS基準に基づく連結自己資本比率は17.93%となりました。

子会社「木曽地域振興株式会社」は、特産物品販売・飲食店（きらく）・道の駅（木楽舎）業務受託を行っています。令和5年度（第37事業年度）は、新型コロナウイルス感染症が5類移行になり正常化が進みましたが木曽路への観光客の入込はそれ程増加しない状況です。そのため当店の来店客数は、コロナ禍以前まで回復していません。木楽舎の売り上げは13,271万円で前年より1,040万円上回り前年比108.5%、レストランきらくは4,094万円の利用で前年を485万円ほど上回り前年比113.5%の結果となりました。しかし、人件費・水道光熱費などの高騰や諸設備の修理費増加等によって、経費が増加し経営状況に大きく影響しました。

子会社「株式会社JAファームきそ」の第10期事業年度は、南部地区の水田作業は主食用水稲作付1.95ha、WCS・飼料用作物作付2.2haを実施しました。本年はイモチ病対策が成功し順調に収穫が出来ました。WCS・飼料用作物は作付3年目を迎え、11期調な作業が出来ました。

開田地区での園芸作物は、昨年の反省を踏まえ各作物の作付面積を調整し収穫作業が重ならないようにしました。天候にも恵まれ品質・数量とも良好な年となりました。

収支状況は開田地区でのインゲン・人参が高値となりました。南部の水稲も収穫量の増加により増収となりました。主力の農作業受託はほぼ計画通りの売り上げとなり、総売上高49,932千円となり前年比107.6%のとなりました。

燃料価格や資材の高騰、人件費の増加、減価償却費の高額維持による費用増加により3,242千円の営業損失となりました。事業外収入はWCS・飼料用作物への補助事業費や肥料高騰対策補助金、各種奨励金などを確保し営業損失を圧縮しましたが、238千円の当期繰上損失となりました。

損失額は昨年対比2,875千円減少と大きく改善しました。

◆ 直近の5連結事業年度における連結ベースの主要な経営指標

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	1,356,850	1,303,920	1,238,823	1,177,226	1,139,421
（うち信用事業）	(509,409)	(527,213)	(479,345)	(450,349)	(452,306)
（うち共済事業）	(421,506)	(386,572)	(383,381)	(346,593)	(315,889)
（うち農業関連事業）	(99,666)	(103,196)	(116,564)	(98,111)	(94,595)
（うち生活その他事業）	(333,738)	(294,234)	(267,184)	(285,119)	(282,546)
（うち営農指導事業）	(△7,469)	(△7,295)	(△7,651)	(△2,947)	(△5,914)
経常利益	99,051	80,317	59,515	82,107	80,102
当期利益	99,624	46,082	52,601	42,065	28,459
総資産額	73,466,386	73,894,913	75,404,379	75,472,731	74,317,505
純資産額	4,319,695	4,270,217	4,285,276	4,214,071	4,166,097
連結自己資本比率	16.54%	17.44%	17.24%	17.61%	17.93%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

### 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6年2月29日 現在)	令和4年度 (令和5年2月28日 現在)	科 目	令和5年度 (令和6年2月29日 現在)	令和4年度 (令和5年2月28日 現在)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	69,381,349	70,462,477	1 信用事業負債	69,440,545	70,569,426
(1) 現金及び預金	57,382,236	59,080,575	(1) 貯金	69,256,542	70,357,245
(2) 有価証券	3,238,158	2,589,210	(2) 借入金	972	1,219
(3) 貸出金	8,759,071	8,797,175	(3) その他の信用事業負債	183,031	210,962
(4) その他の信用事業資産	56,828	53,945	2 共済事業負債	250,514	245,901
(5) 貸倒引当金	△54,944	△58,428	(1) 共済資産	155,637	149,759
2 共済事業資産	21,189	23,434	(2) その他の共済事業負債	94,877	96,142
(1) その他の共済事業資産	21,189	23,434	3 経済事業負債	71,618	94,300
3 経済事業資産	348,227	364,092	(1) 経済事業未払金	63,715	85,082
(1) 経済事業未収金	194,027	208,711	(2) その他の経済事業負債	7,903	9,218
(2) 棚卸資産	120,802	118,192	4 雑負債	151,166	119,607
(3) その他の経済事業資産	46,304	46,453	5 諸引当金	237,564	229,425
(4) 貸倒引当金	△12,906	△9,264	(1) 賞与引当金	38,134	45,058
4 雑資産	322,597	329,199	(2) 退職引当に係る負債	172,003	163,868
5 固定資産	1,078,871	1,121,973	(3) 役員退職慰労引当金	27,427	20,499
(1) 有形固定資産	1,078,547	1,121,504	6 繰延税金負債	-	-
建物	2,683,055	2,684,333	負債の部合計	70,151,407	71,258,660
機械装置	254,468	251,731	(純資産の部)		
土地	117,043	117,043	1 組合員資本	429,867	429,941
リース資産	8,318	-	(1) 出資金	845,709	869,190
その他の有形固定資産	537,858	526,149	(2) 利益剰余金	3,463,543	3,439,366
減価償却累計額	△2,522,195	△2,457,752	(3) 処分未済部分	△10,365	△11,605
(2) 無形固定資産	324	469	(4) 子会社の所有する連結出資金	△20	△10
6 外債出資	307,244	307,244	2 評価・換算差額等	△132,895	△82,998
(1) 外債出資	307,244	307,244	(1) その他有価証券評価差額金	△132,895	△82,998
7 繰延税金資産	92,833	99,116	3 非支配株主持分	126	128
資産の部合計	74,317,505	75,472,731	純資産の部 合計	4,166,097	4,214,071
			負債及び純資産の部合計	74,317,505	75,472,731

# 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和5年3月1日から 令和6年2月29日まで)	令和4年度 (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)	科 目	令和5年度 (令和5年3月1日から 令和6年2月29日まで)	令和4年度 (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)
1. 事業利益	1,139,421	1,177,226	(8) 販売事業費用	33,436	29,945
(1) 信用事業収益	549,517	548,225	販売品販売原価	28,272	27,924
資金運用収益	491,953	505,712	販売費	3,287	2,303
（うち預金利息）	(287,025)	(291,096)	その他の費用	1,877	△281
（うち有価証券利息）	(29,462)	(26,512)	販売事業総利益	46,745	48,095
（うち貸出金利息）	(95,827)	(94,274)	(9) その他事業収益	186,871	219,094
（うちその他受入利息）	(79,639)	(93,830)	(10) その他事業費用	165,222	195,484
役員退任収益	34,104	33,454	その他事業総利益	21,649	23,610
その他事業直接収益	66	-	2. 事業管理費	1,123,043	1,168,981
その他経常収益	23,393	9,059	(1) 人件費	839,568	876,351
(2) 信用事業費用	97,211	97,876	(2) その他事業管理費	283,475	292,630
資金調達費用	6,831	8,653	事業利益	16,378	8,245
（うち貯金利息）	(6,701)	(8,444)	3. 事業外収益	110,764	121,142
（うち貸付準備金繰入）	(104)	(152)	(1) 受取利息	1,422	1,505
（うち借入金利息）	(26)	(32)	(2) 受取仕入債権当金	40,186	46,607
（うちその他支払利息）	(0)	(25)	(3) その他の事業外収益	69,156	73,029
役員退任費用	11,328	11,516	4. 事業外費用	47,040	47,280
その他事業直接費用	-	-	(1) 支払利息	-	-
その他経常費用	79,052	77,707	(2) その他の事業外費用	47,040	47,280
（うち貸倒引当金戻入益）	(△3,483)	(△5,417)	経常利益	80,102	82,107
信用事業総利益	452,306	450,349	5. 特別利益	2,962	3,920
(3) 共済事業収益	338,364	370,123	(1) 固定資産処分益	2,962	1,520
共済功加入	321,792	346,917	(2) その他の特別利益	-	2,400
その他の収益	16,572	23,206	6. 特別損失	41,332	35,402
(4) 共済事業費用	22,475	23,530	(1) 固定資産処分損	2,905	1,790
共済推進費・共済保全費	11,596	12,675	(2) 減損損失	38,428	4,073
その他の費用	10,879	10,855	(3) その他の特別損失	-	29,539
共済事業総利益	315,889	346,593	税金等調整当戻利益	41,732	50,625
(5) 購買事業収益	1,475,845	1,550,349	法人税・住民税及事業税	6,990	1,640
購買品供給高	1,380,690	1,480,212	法人税調整額	6,282	6,920
購買手数料	44,230	31,670	法人税等合計	13,273	8,560
その他の収益	50,925	38,466	当期利益	28,459	42,065
(6) 購買事業費用	1,173,013	1,241,771	非支配株主に帰属する当期利益	2	34
購買品供給原価	1,058,815	1,126,832	当戻繰入金	28,461	42,099
購買品供給費	93,885	95,896			
その他の費用	20,313	19,043			
購買事業総利益	302,832	308,578			
(7) 販売事業収益	80,181	78,041			
販売品販売高	42,895	39,479			
販売手数料	25,014	26,254			
その他の収益	12,272	12,308			

## 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	-	-
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	3,439,366	3,394,350
会計方針の変更による累積的影響額	-	2,917
会計方針の変更を反映した利益剰余金期首残高	3,439,366	3,397,267
2 利益剰余金増加高	28,461	42,099
当期剰余金	28,461	42,099
3 利益剰余金減少高	4,285	-
配当金	4,285	-
4 利益剰余金期末残高	3,463,543	3,439,366

# 注記表

令和5年度	令和4年度
<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項 連結対象の子会社は、「木曾地或振興株式会社」、「株式会社JAファームきそ」であります。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項 持分法の適用となる関連会社はございません。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等事業年度に関する事項 連結対象の子会社の事業年度は、令和5年3月1日から令和6年2月29日であります。</p> <p>(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の範囲は、現金と当座預金であります。</p> <p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 有価証券（株式併当の外債投資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)</li> <li>② その他有価証券             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法</li> </ul> </li> </ol> <p>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場価格のない株式：移動平均法による原価法</li> </ul> <p>(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</li> <li>② 購買品（農機具等）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</li> <li>③ 購買品（小売店舗品・部品等）……先入れ先出し法による原価法</li> <li>④ その他の棚卸資産（半製品、仕掛品等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</li> <li>⑤ その他の棚卸資産（棚卸家畜）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</li> </ol> <p>(3) 固定資産の減価償却の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 有形固定資産             <ul style="list-style-type: none"> <li>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しています。</li> </ul> </li> <li>② 無形固定資産             <ul style="list-style-type: none"> <li>定額法を採用しています。</li> <li>なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</li> </ul> </li> <li>③ リース資産             <ul style="list-style-type: none"> <li>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</li> </ul> </li> </ol> <p>(4) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法外に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び売却による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況でないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び売却による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び売却による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資課等が資産査定を実施し、当組合から独立した監査室が査定結果を監査しています。</p> <p>(5) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p>	<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項 連結対象の子会社は、「木曾地或振興株式会社」、「株式会社JAファームきそ」であります。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項 持分法の適用となる関連会社はございません。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等事業年度に関する事項 連結対象の子会社の事業年度は、令和4年3月1日から令和5年2月28日であります。</p> <p>(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の範囲は、現金と当座預金であります。</p> <p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 有価証券（株式併当の外債投資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)</li> <li>② その他有価証券             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法</li> </ul> </li> </ol> <p>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場価格のない株式：移動平均法による原価法</li> </ul> <p>(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</li> <li>② 購買品（農機具等）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</li> <li>③ 購買品（小売店舗品・部品等）……先入れ先出し法による原価法</li> <li>④ その他の棚卸資産（半製品、仕掛品等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</li> <li>⑤ その他の棚卸資産（棚卸家畜）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</li> </ol> <p>(3) 固定資産の減価償却の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 有形固定資産             <ul style="list-style-type: none"> <li>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しています。</li> </ul> </li> <li>② 無形固定資産             <ul style="list-style-type: none"> <li>定額法を採用しています。</li> <li>なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</li> </ul> </li> </ol> <p>(4) 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法外に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び売却による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況でないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び売却による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び売却による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資課等が資産査定を実施し、当組合から独立した監査室が査定結果を監査しております。</p> <p>(5) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p>

(6) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(7) 役員退職給付引当金

役員退職給付金の支払に備えるため、役員退職給付金算出に基づく期末要支給額を計上しています。

(8) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

畜産支援センター・和牛繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 介護保険事業

要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 歯科診療事業

通常の歯科診療に加えて、訪問診療による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内訳取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内訳取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内訳利益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

III 会計方針の変更に関する注記

(1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日、以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(6) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(7) 役員退職給付引当金

役員退職給付金の支払に備えるため、役員退職給付金算出に基づく期末要支給額を計上しています。

(8) 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支度が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当組合又はサービスと交與に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

畜産支援センター・和牛繁殖センター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫等の共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 介護保険事業

要介護者及び一般の方を対象とした介護用品の貸与・販売等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 歯科診療事業

通常の歯科診療に加えて、訪問診療による高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(10) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(11) その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内訳取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内訳取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内訳利益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

III 会計方針の変更に関する注記

(1) 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日、以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支度の利用者等に移転した時点で、当組合又はサービスと交與に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって児童の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識してまいりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

IV 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産92,833千円(繰延税金負債との相殺額)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税率改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮引当額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引当額は226,419千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種 類	圧縮引当額
建 物	134,669千円
構 築 物	7,558千円
機 械 装 置	71,180千円
土 地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務対応に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は73,755千円、危険債権額は72,194千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。債権のうち、三月以上延滞債権は該当ありません。貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払の猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は145,950千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

②LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日まで生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に削減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、2917千円増加しております。また、当事業年度の事業収益が335,255千円、事業費用が335,132千円、事業利益、経常利益及び期首前当損利益が123千円それぞれ減少しております。

(2)「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

IV 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 105,038千円(繰延税金負債との相殺額)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税率改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮引当額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮引当額は226,419千円であり、その内訳は、次のとおりです。

種 類	圧縮引当額
建 物	134,669千円
構 築 物	7,558千円
機 械 装 置	71,180千円
土 地	8,546千円
その他の有形固定資産	4,464千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,525,000千円を為替決済の担保に、定期預金12,050千円を指定金融機関等の事務対応に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は82,427千円、危険債権額は72,879千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。債権のうち、三月以上延滞債権は該当ありません。貸出条件緩和債権額は該当ありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払の猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は155,306千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

VI 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグループ化を実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設（王滝店・給田所・介護センター・歯科診療所）は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産（虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場）については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグループ化しています。

本所は、支所・店舗・各拠点を助言および統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与しており、全事業・拠点などの一般資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識しています。

農業関連施設（営農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンター〈育苗施設含む〉・畜産施設・製茶工場・予冷庫・漬物工場）は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域での生産者のみか利用する前提ではなく、機能的に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュフローの相互補完性があることから、支所に含めグループ化しています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループ化しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
旧上松支所	遊休	建物
旧野尻出張所	遊休	建物
旧培養センター	遊休	建物・構築物

② 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については回収可能額を評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合計	建物	構築物
旧上松支所	34,579	34,579	-
旧野尻出張所	782	782	-
旧培養センタ	3,065	2,935	130
合計	38,427	38,297	130

④ 回収可能額の算定方法

旧上松支所、旧野尻出張所、旧培養センターの固定資産の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産簿価額に基づき算定しています。

VII 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付し、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純粋投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において取組方針を決定しています。また、通常の貸出取組については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取組において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び債務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び債務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融動向の変化に機動的に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境

VI 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、投資の意思決定を行う単位として場所別の管理会計上の区分を基本にグループ化を実施した結果、信用・共済事業は支所単位に、独立して立地している生活関連施設（王滝店・給田所・介護センター・歯科診療所）は店舗・施設ごとに、組合事業の運営を外部に委託する目的で賃貸している資産（虹のホール・Aコープきそ店・家畜市場）については施設ごとに、それぞれ一般資産としてグループ化しています。

本所は、支所・店舗・各拠点を助言および統括することにより、各事業が相互にキャッシュ・フローの生成に寄与しており、全事業・拠点などの一般資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられることから、共用資産と認識してあります。

農業関連施設（営農資材センター・グリーンファームきそ店・ライスセンター〈育苗施設含む〉・畜産施設・製茶工場・予冷庫・漬物工場）は、施設利用を通じて農業生産販売活動に関与することで組合員による組合事業利用を促進し、組合全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、組合全体の共用資産としています。また、同種類の農業関連施設も、当該地域での生産者のみか利用する前提ではなく、機能的に分化されているため組合全体の共用資産としています。なお、支所と併設している店舗・施設については、支所・施設と一体的な事業運営を行っておりキャッシュフローの相互補完性があることから、支所に含めグループ化しています。賃貸資産および遊休資産は物件ごとにグループ化しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下の通りです。

資産名	用途	種類
旧本所事務所	遊休	土地・建物

② 減損損失の認識に至った経緯

旧本所は、農業生活協同組合（令和4年11月14日）完了により遊休状態となり、今後、事業資産として使用する見込みがなく解体に向けた検討を開始しており、また、遊休資産として早期処分対象であることから、処分可能価額を評価しその差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

資産名	合計	建物	土地
旧本所事務所	4,072	844	3,227
合計	4,072	844	3,227

④ 回収可能額の算定方法

旧本所固定資産の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産簿価額に基づき算定されています。

VII 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付し、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純粋投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において取組方針を決定しています。また、通常の貸出取組については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取組において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び債務の健全化に努めています。

b) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び債務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融動向の変化に機動的に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析

令和5年度

分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切に執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。  
(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が53,301千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c) 資金繰りに係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に対処を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	56,944,200	56,893,345	△50,855
系統預金	56,444,200	56,433,782	△10,418
系統外預金	500,000	459,563	△40,436
有価証券			
満期保有目的の債券	496,697	537,400	40,702
その他有価証券	2,741,460	2,741,460	—
貸出金	8,759,071		
貸倒引当金(※1)	△55,022		
貸倒引当金控除後	8,704,048	8,614,893	△89,154
資産計	68,886,406	68,787,099	△99,307
貯金	69,256,541	69,213,933	△42,608
負債計	69,256,541	69,213,933	△42,608

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOSレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。系統外預金のデリバティブを内包した期日前清算決済付預金は、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しています。

b) 有価証券及び外債投資

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の外債市場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相対市場価格を用いています。

c) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元金の合計額をリスクフリーレートであるOSレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元金の合計額をリスクフリーレートであるOSレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOSレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和4年度

及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切に執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。  
(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が34,846千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c) 資金繰りに係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に対処を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	58,739,978	58,726,744	△13,234
有価証券			
満期保有目的の債券	996,109	1,041,900	45,790
その他有価証券	1,593,100	1,593,100	—
貸出金	8,797,175		
貸倒引当金(※1)	△58,475		
貸倒引当金控除後	8,738,699	8,711,328	△27,371
資産計	70,067,886	70,073,072	5,184
貯金	70,357,245	70,329,433	△27,811
負債計	70,357,245	70,329,433	△27,811

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOSレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b) 有価証券及び外債投資

債券は取引金融機関等から提示された市場価格によっています。

c) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元金の合計額をリスクフリーレートであるOSレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元金の合計額をリスクフリーレートであるOSレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOSレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和5年度

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部社債	3,072,439

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貸借	5,644,420	-	-	-	-	500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	500,000
その他の有価証券のうち満期のあるもの	-	-	-	-	-	2,900,000
貸付金(*12)	1,164,340	733,595	628,057	535,776	456,642	521,382
合計	5,768,540	733,595	628,057	535,776	456,642	911,382

(\*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越281,711千円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等26,835千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貸付金(*1)	634,437.69	300,661.3	203,883.3	434,440	285,809	47,025
合計	634,437.69	300,661.3	203,883.3	434,440	285,809	47,025

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅷ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び時価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	496,697	537,400	40,702
合計	496,697	537,400	40,702	

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	830,520	801,129	29,390
	地方債	101,980	100,000	1,980
	小計	932,500	901,129	31,370
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,616,310	1,773,226	△156,916
	地方債	93,690	100,000	△6,310
	社債	98,960	100,000	△1,040
	小計	1,808,960	1,973,226	△164,266
合計	2,741,460	2,874,355	△132,895	

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的の変更となった有価証券はありません。

令和4年度

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部社債	3,072,439

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貸借	5,623,917	-	-	-	-	500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	500,000	-	-	-	-	500,000
その他の有価証券のうち満期のあるもの	-	-	-	-	-	1,700,000
貸付金(*12)	1,215,533	775,114	716,283	630,242	535,144	483,378
合計	5,995,797	775,114	716,283	630,242	535,144	758,378

(\*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越291,782千円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等38,617千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貸付金(*1)	631,142.24	431,371.9	209,591.6	355,059	434,065	44,259
合計	631,142.24	431,371.9	209,591.6	355,059	434,065	44,259

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

Ⅷ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び時価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	996,109	1,041,900	45,790
合計	996,109	1,041,900	45,790	

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	329,190	303,030	26,159
	合計	329,190	303,030	26,159
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,263,910	1,373,067	△109,157
	合計	1,263,910	1,373,067	△109,157
	合計	1,593,100	1,676,098	△82,998

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的の変更となった有価証券はありません。

令和5年度	
IX 退職給付に関する注記	
(1) 退職給付に関する事項	
① 採用している退職給付制度の概要	
職員退職給付にあつては、職員退職給付金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあつては一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。	
② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	163,868千円
退職給付費用	46,244千円
退職給付の支払額	△8,359千円
特定退職金共済制度への拠出金	△29,750千円
期末における退職給付引当金	172,002千円
③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	661,809千円
特定退職金共済制度	△489,806千円
未積立退職給付債務	172,002千円
退職給付引当金	172,002千円
④ 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	46,244千円
出向者に係る出向先負担等	△405千円
合計	45,838千円
(2) 特別業務負担金の将来見込額	
人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(旧第57条)に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金9,546千円を含めて計上しています。	
なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、75,449千円となっています。	
X 税効果会計に関する注記	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	11,368千円
退職給付引当金	47,201千円
役員退任費引当金	7,521千円
賞与引当金	10,547千円
減損損失(債権資産)	36,840千円
減損損失(土地)	9,340千円
貸倒損失(リース債権)	7,362千円
資産除去債務	10,375千円
その他有価証券評価差額金	36,758千円
その他	12,759千円
繰延税金資産小計	190,077千円
評価性引当額	△91,190千円
繰延税金資産合計(A)	98,887千円
繰延税金負債	
未収資金利息	6,054千円
繰延税金負債合計(B)	6,054千円
繰延税金資産の純増額(A)-(B)	92,833千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.17%
寄付金等永久に損金に算入されない項目	4.49%
受取利息等永久に益金に算入されない項目	△13.18%
法人税控除の特例排除	△0.81%
住民税均等割等	3.93%
評価性引当額の増減	1.26%
過年度修正申告	1.09%
その他	2.19%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.81%
XI 収益認識に関する注記	
(収益を理解するための基礎となる情報)	
「Ⅰ重要な会計方針に係る事項に関する注記(8)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	

令和4年度	
IX 退職給付に関する注記	
(1) 退職給付に関する事項	
① 採用している退職給付制度の概要	
職員の退職給付にあつては、職員退職給付金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあつては一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。	
② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	198,188千円
退職給付費用	50,473千円
退職給付の支払額	△53,056千円
特定退職金共済制度への拠出金	△31,737千円
期末における退職給付引当金	163,868千円
③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	652,683千円
特定退職金共済制度	△488,815千円
未積立退職給付債務	163,868千円
退職給付引当金	163,868千円
④ 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	50,473千円
出向者に係る出向先負担等	△623千円
合計	49,850千円
(2) 特別業務負担金の将来見込額	
人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(旧第57条)に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特別年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金9,575千円を含めて計上しています。	
なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、91,318千円となっています。	
X 税効果会計に関する注記	
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	11,085千円
退職給付引当金	45,027千円
役員退任費引当金	5,637千円
賞与引当金	12,463千円
減損損失(債権資産)	38,333千円
減損損失(土地)	9,340千円
貸倒損失(リース債権)	7,362千円
税務上の繰延税金負債	16,630千円
その他	13,061千円
繰延税金資産小計	158,942千円
評価性引当額	△53,904千円
繰延税金資産合計(A)	105,038千円
繰延税金負債	
未収資金利息	5,922千円
繰延税金負債合計(B)	5,922千円
繰延税金資産の純増額(A)-(B)	99,115千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.43%
寄付金等永久に損金に算入されない項目	6.46%
受取利息等永久に益金に算入されない項目	△13.44%
住民税均等割等	3.45%
評価性引当額の増減	△18.00%
その他	3.67%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.88%
XI 収益認識に関する注記	
(収益を理解するための基礎となる情報)	
「Ⅰ重要な会計方針に係る事項に関する注記(8)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	

令和5年度

XII その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0~3年、割引率は0.0%を採用しています。なお、当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、従来の見積額を超過する見込みが明らかになったことから、見積りの変更による増加額として変更前の資産除去債務残高に34,055千円加算しています。なお、当該資産は遊休状態にあることから、当期の減損損失に計上しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,456千円
見積りの変更による増加額	34,055千円
期末残高	37,511千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

令和4年度

XII その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は3年、割引率は0.0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,456千円
資産除去債務発生による増加額	—
期末残高	3,456千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、一部施設に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◆ 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	73	82	△8
危険債権額	72	72	△0
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小計	145	155	△9
正常債権額	8,622	8,650	△28
合計	8,768	8,806	△37

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

◆ 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度
経常収益		
信用事業	452	450
共済事業	315	346
農業関連事業	94	98
生活その他事業	188	199
営農指導事業	△5	△2
木曾地域振興(株)	69	63
(株)JAファームきそ	26	23
合計	1,139	1,177
経常利益		
信用事業	126	97
共済事業	122	146
農業関連事業	△102	△102
生活その他事業	△21	△9
営農指導事業	△44	△45
木曾地域振興(株)	△1	△3
(株)JAファームきそ	0	△2
合計	80	82
総資産		
信用事業	69,390	70,474
共済事業	21	23
農業関連事業	-	-
生活その他事業	336	354
営農指導事業	-	-
木曾地域振興(株)	29	32
(株)JAファームきそ	17	18
合計	69,795	70,902

## 連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

- ◇ 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

- ・連結子会社数 2社
- ・主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
木曾地或振興(株)	特産物販売・飲食店・道の駅業務受託
(株)JAファームきそ	農業の経営・農業に係る共同利用施設の経営・農産物の貯蔵、運搬又は販売 農作業の受託及び農地管理・新規就農者の育成及び農業技能の研修

- ◇ 比例連結が適用される関連法人  
該当ありません
- ◇ 控除項目の対象となる会社  
該当ありません
- ◇ 従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社  
該当ありません
- ◇ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等  
該当ありません
- ◇ 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  
該当ありません

## 連結自己資本の充実の状況

- ◆ 連結自己資本比率の状況

令和6年2月末における連結自己資本比率は、17.93%となりました。

- 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	木曾農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	845百万円（前年度869百万円）

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

- ◆ 連結自己資本比率の状況

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,294,836	4,289,690
うち、出資金及び資本剰余金の額	845,699	869,180
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	3,463,683	3,436,400
うち、外部流出予定額（△）	4,181	4,285
うち、上記以外に該当するものの額	△ 10,365	△ 11,605
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,677	577
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,677	577
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格引当金調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回轉出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の割当に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-

土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,296,513	4,290,267
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	234	446
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	234	446
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	234	446
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,296,279	4,289,821
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	21,660,565	21,983,572
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
-	-	-
-	-	-
-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,300,449	2,371,440
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	23,961,014	24,355,012
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.93%	17.61%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。  
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

### 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	435	-	-	338	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,080	-	-	2,680	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,017	-	-	2,537	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際清算銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	100	10	0	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	58,670	11,734	469	59,964	11,992	479
法人等向け	154	110	4	170	102	4
中小企業等向け及び個人向け	540	180	7	531	182	7
抵当権付住宅ローン	318	84	3	323	82	3
不動産取得等事業向け	46	46	1	50	50	2
三月以上延滞等	48	23	0	57	17	0
取立未済手形	7	1	0	6	1	0
信用保証協会等保証付	3,779	372	14	3,588	353	14

株式会社地或経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	450	450	18	450	450	18
（うち出資等のエクスポージャー）	450	450	18	450	450	18
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	4,844	8,690	347	4,903	8,749	349
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,621	6,554	262	2,621	6,554	262
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	92	231	9	99	248	9
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,130	1,904	76	2,182	1,947	77
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちリスクスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマニフェット方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	74,496	21,706	868	75,605	21,983	879
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	74,496	21,706	868	75,605	21,983	879
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	2,300	92	2,371	94		
所要自己資本総計	リスク・アセット等(分)母計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分)母計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分)母計	所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%	a	b=a×4%
	23,961	958	24,355	974		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞}}{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}} \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## 信用リスクに関する事項

### ◆ リスク管理の方法及び手順の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手順等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手順等の具体的内容は、単体の開示内容(「リスク管理体制」P.13)をご参照ください。

### ◆ 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)	株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

### ◆ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和5年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	74,496	8,770	3,381	-	48	75,605	8,807	1,701	-	57
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	74,496	8,770	3,381	-	48	75,605	8,807	1,701	-	57
法人	農業	11	7	-	-	6	18	5	-	7
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	0	0	-	-
	製造業	126	126	-	-	0	132	131	-	0
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	17	17	-	-	-	8	8	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	61,584	1,701	100	-	-	62,776	1,200	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	93	79	-	-	26	119	103	-	26
	日本国政府・地方公共団体	5,097	1,816	3,280	-	-	5,218	2,537	2,680	-
上記以外	275	11	-	-	0	279	15	-	0	
個人	5,207	5,016	-	-	15	4,810	4,804	-	-	
その他	2,078	-	-	-	-	2,241	-	-	-	
業種別残高計	74,496	8,773	3,381	-	48	75,605	8,807	2,680	-	
1年以下	56,786	321	-	-	-	59,120	358	502	-	
1年超3年以下	409	409	-	-	-	377	377	-	-	
3年超5年以下	623	623	-	-	-	796	796	-	-	
5年超7年以下	1,203	705	498	-	-	585	585	-	-	
7年超10年以下	1,296	991	304	-	-	2,061	1,564	497	-	
10年超	8,566	5,485	2,578	-	-	7,095	4,911	1,681	-	
期限の定めのないもの	5,611	234	-	-	-	5,570	214	-	-	
残存期間別残高計	74,496	8,773	3,381	-	-	75,605	8,807	2,680	-	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残高のことです。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和5年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	1	-	0	1	2	0	-	2	0
個別貸倒引当金	67	66	0	67	66	70	67	-	70	67

◆ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和5年度						令和4年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	67	66	0	67	66	-	70	67	-	70	67	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域計	67	66	0	67	66	-	70	67	-	70	67	-	
法人	農業	7	6	-	7	6	-	8	7	-	8	7	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	19	18	-	19	18	-	20	19	-	20	19	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	25	24	-	25	24	-	25	25	-	25	25	-
	上記以外	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
個人	15	17	0	15	17	-	15	15	-	15	15	-	
業種計	67	66	-	67	66	-	70	67	-	70	67	-	

◆ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	5,925	5,925	-	5,967	5,967
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	3,889	3,889	-	3,604	3,604
	リスク・ウェイト20%	-	58,866	58,866	-	60,176	60,176
	リスク・ウェイト35%	-	189	189	-	182	182
	リスク・ウェイト50%	-	403	403	-	337	337
	リスク・ウェイト75%	-	70	70	-	75	75
	リスク・ウェイト100%	-	2,437	2,437	-	2,526	2,526
	リスク・ウェイト150%	-	0	0	-	9	9
リスク・ウェイト250%	-	2,714	2,714	-	2,720	2,720	
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	74,496	74,496	-	75,605	75,605	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
 3. 経団措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経団措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経団措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。  
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### ◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.58）をご参照ください。

### ◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	17	-	13	-
中小企業等向け及び個人向け	13	310	10	313
抵当権住宅ローン	-	124	-	134
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	7	-	8
証券化	-	-	-	-
中央精算機関関連	-	-	-	-
上記以外	3	229	1	194
合計	34	672	25	650

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払い約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。  
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際決済銀行向け・取立未済手形・未決済引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◆ オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（「リスク管理体制」P.13）をご参照ください。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ◆ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理体制を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.59）をご参照ください。

### ◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和5年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	3,078	3,078	3,078	3,078
合 計	3,078	3,078	3,078	3,078

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

- ◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和5年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

- ◆ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

令和5年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

- ◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

令和5年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

### リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

- ◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	令和5年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

### 金利リスクに関する事項

- ◆ 金利リスクの算定方法の概要  
連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.60）をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	526	372	1	6
2	下方平行シフト	0	0	13	10
3	スティープ化	683	530		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	121	97		
7	最大値	683	530	13	10
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,296		4,289	





2024



農業と協同の力で木曾の未来をささえます

 **木曾農業協同組合**

〒397-0001 長野県木曾郡木曾町福島2800番地

電話 (0264) 22-2128 (代)

F A X (0264) 22-2049

ひかり電話 (0264) 25-6600

<URL> <https://www.ja-kiso.iijan.or.jp/>